

2

国情内政外交関係

RB'-0573

0007

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

国情外交関係

・印度支那三國とフランスとの関係概説	1
・南ベトナムの二度の国会議員選挙について	2
・南北両ベトナム政府承認に関する地域別リスト	2
・ベトナムの対日関係推移	2
・北ベトナム承認国	2
・戦時中における日本のベトナム領土の維持	3
・アジア局勢の調書中ベトナムに関する資料抜萃	4
・シン・ワンフ首相兼外相の国籍に関する在京ジャーナリストの質問(ベトナム)の答	5
・南北ベトナム主要人名略歴	6
・ベトナム歴代内閣表	6
・北ベトナム承認国に関する打件	7
・ジーン・ティン・ティンの略歴	7
・ベトナムと諸外国との間接的協定締結 状況および共同声明、コミニケ発表状況	9
・南北の軍力	10
・北ベトナムにおける暴動の発生と弾圧	11
・1951年桑港条約調印当時のインドシナ情勢	12
・ベトナム共和国政府とベトナムの唯一の 適法な政府として承認している英国政府 文書	14

GA 6

外務省

・La Condition Juridique du Nord Viet-Nam	16
・南ベトナムの国連専任機関加入状況	17
・1949年3月8日の仏連合軍総領と保大帝 との交渉に文軍軍問題実施のため 1949年4月22日30日の細目協定	18
・ベトナムの政治情勢に関する1949年 7月1日付論(Du)第1号(仮訳)	19
・ベトナムの共和憲法	20
・独立協定関係諸文書(仏文)… 準備協定(1941.3.6) 暫定協定、アロニ宣言、エルク協定、仏印再 建書、ベトナム憲法、共和制承認(各国の態度)	
・ベトナムの独立	
・ベトナムにおける終戦後の政治情勢の経過	
・ベトナムの独立と統一	
・ベトナム	
・印度支那三國とフランスとの関係概説 33. 3. 16 奉迎	
・南ベトナムの7-10年間の専断事件	
・南北のベトナム統一問題	
・北ベトナムの難民問題	
・シン・ワンフの国会議員七回総回におけるベトナム 代表トランバン・ヒエの声明	

GA 6

外務省

RB'-0573



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

一九五七年三月二十七日印特別内閣閣議に関する議定書 書頭印	一九五七年十一月十九日舞首相、ウイエットナム共和国 訪問
----------------------------------	---------------------------------

南ベトナムの一般的外交関係 34.12.18
 ・1949年独立後51日間にわたる協定締結
 に至るベトナムの政治情勢 34.11.18
 9年
 United States of America and Viet-
 Nam exchange of notes constituting
 an agreement relating to mutual
 security.
 Declaration of the Government
 on October 6th, 1955 on the
 subject of organizing a referendum.
 南ベトナムの選挙権と自由選挙の
 実施

GA-6

外務省

RB'-0573

0009

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

一九五一年九月八日	日本国との平和条約調印	
一九五一年九月十八日	チャン・ヴァン・フウ首相、対日賠償支払要求について態度表明	「ヴィエトナムは日本に対して多くとも二〇億ドルの賠償支払いを要求するであろう。日本は充分な時間を与えられればこの支払いが可能で、それは日本経済の復興を阻害しなからざるべきである」と考へてゐる。支払方法は両国の交渉によつて決定されることにならうが、それはできるだけ早く開始されることを求める。
一九五二年四月二十八日	日本国との平和条約発効	
一九五二年五月九日	ヴィエトナム政府対日平和条約批准・声明発表	「ヴィエトナムは日本軍の占領によつて生じた損害に対する賠償の解決を待たないで対日平和条約を批准したが、近く公正な解決を期待する。」
一九五二年十二月二十七日	ヴィエトナム外務省は在京仏国大使館を通じ、賠償問題の解決を条件として外交関係樹立に原則的に同意する旨の書簡を寄せる。	
一九五三年二月十二日	在京仏国大使あて外務大臣書簡	「日本政府はサイゴンに公使館を設置する準備のため、数名の外務省員を最近の機会に派

一九五三年四月八日	ヴィエトナム政府は在京仏国大使館を通じ回答を寄せる	「在サイゴン日本公使館の開設条件を研究するため特別使節團の派遣に同意する。」
一九五三年六月十八日	ヴィエトナム、サンフランシスコ条約批准書寄託	
一九五三年七月二十四日	在サイゴン事務所開設 (在タイ日本国大使館事務所)	
一九五三年九月十六日	沈船引揚協定仮調印	
一九五四年十月十五日	在ヴィエトナム公使館開設	
一九五五年二月二十一日	在ヴィエトナム公使館、大使館に昇格	
一九五六年二月一三日	仏印特別円問題に関する第一次日仏会談	
一九五七年一月一二月	仏印特別円問題に関する第二次日仏会談	

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RB'-0573



「ヴェトナムの対日関係推移」

昭三三一九六
南東ア課

年月日	主要事項	同内容摘要
一九五一年八月二十二日	サイゴン駐在米代理公使、インドシナ三國に対する対日平和会議への正式招請状を手交した旨発表	
一九五一年九月七日	サンフランシスコ会議におけるチャン・ヴァン・フウ首相演説	対日平和条約草案は、日本の手により被害を蒙つたものが賠償を受ける権利を明示しているが、主として労務提供により与えられる賠償は、原料を殆んど持つていないヴェトナムには余り役に立たない。日本と同じようにその経済再建のために大量の資本導入を必要としている。従つて主として労務提供による賠償を受けることは法定通貨でない貨幣を受け取ることと同じものである。故にわれわれは他のもつと有効な支払形式が研究され、規定された手段に加うるに通常の賠償を特に期待していることを要請しなければならぬ。

一九五三年九月 十六日	沈船引揚協定仮調印	
一九五四年十月 十五日	在ヴェトナム公使館開設	
一九五五年二月二十一日	在ヴェトナム公使館、大使館に昇格	
一九五五年十月二十六日	ヴェトナム共和国樹立宣言書調印	わが国は、新政府との外交関係を維持する旨通告
一九五六年二月一三月	仏印特別円問題に関する第一次日仏会談	
一九五七年一月一二月	仏印特別円問題に関する第二次日仏会談	
一九五七年三月二十七日	仏印特別円問題に関する議定書調印	
一九五七年十一月十九日	岸首相、ヴェトナム共和国訪問	

RB'-0573



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

一九五二年五月 九日	グイエトナム政府対日平和条約批准・声明発表	グイエトナムは日本軍の占領によつて生じた損害に対する賠償の解決を待たないで対日平和条約を批准したが、近く公正な解決を期待する。
一九五二年六月 十八日	グイエトナム、サンフランシスコ条約批准書寄託	
一九五二年十二月 二十七日	グイエトナム外務省は在京仏国大使館を通じ、賠償問題の解決を条件として外交関係樹立に原則的に同意する旨の書簡を寄せる。	
一九五三年二月 十二日	在京仏国大使あて外務大臣書簡	日本政府はサイゴンに公使館を設置する準備のため、数名の外務省員を最近の機会に派遣する計画を有するので、右に對するグイエトナム政府の意向を承知したい。
一九五三年七月二十四日	在サイゴン事務所開設 (在タイ日本国大使館事務所)	

一九五一年九月 八日	日本国との平和条約調印	規定された手段に加ふるに通常の賠償を特に期待していることを要請しなければならぬ。
一九五一年九月 十八日	チャン・ヴァン・フウ首相、対日賠償支払要求について態度表明	グイエトナムは日本に對して少くとも二〇億ドルの賠償支払いを要求するであろう。日本は十分な時間が与えられればこの支払いが可能で、それは日本経済の復興を阻害しないであろうと考へてゐる。支払方法は両国の交渉によつて決定されることにならうが、それはできるだけ早く開始されることを求める。
一九五二年四月 八日	グイエトナム政府は在京仏国大使館を通じ回答を寄せる	在サイゴン日本公使館の開設条件を研究するための特別使節団の派遣に同意する。
一九五二年四月二十八日	日本国との平和条約発効 (ただしグイエトナムは含まれない)	

33年2月 ① ②
" 7月
34年3月16日

ヴェトナムの対日関係推移

年 月 日	主 要 事 項	内 容 摘 要
一九五一年八月二十二日	サイゴン駐在米代理公使、インドシナ三国に対する対日平和会議への正式招請状を手交した旨発表	対日平和条約草案は、日本の手により被警を被つたものが賠償を受ける権利を明示しているが、主として労務提供により与えられる賠償は、原料をほとんど持つていないヴェトナムにはあまり役にたたない。日本と同じようにその経済再建のために大量の資本導入を必要としている。したがって主として労務提供による賠償を受けることは法定通貨でない貨幣を受け取ることと同じものである。ゆえにわれわれは他のものつぎを有する支払形式が研究され
一九五一年九月	七日サンフランシスコ会議におけるチャン・ヴァン・フウ首相演説	

が署名された。
かつてフランスが有していたあらゆる権能はここで完全に印度支那三国に分離して帰属した。



はきびしく制限され、またフランスは関係国の要請があれば廃されたフランス軍を撤退させること、三国の独立を尊重することを宣言した。これらのことは、フランスが一九四九―五三年の諸条約によつてなおインドシナ三国との間で有していたあらゆる連合関係を根本的にくつがえすものとみななければならぬ。すなわち次のよりの結果を生ずる。

- (イ) 共同防衛の概念に基くフランス連合概念の崩壊
- (ロ) フランスがなおインドシナに有していたあらゆる権能の移

譲

したがつて印度支那三国は、ジュネーヴ会議において確認されたフランスの宣言によつて、名実共に完全な独立国となり、「フランス連合」は、印度支那三国については、これを全く精神的に解さない限り、機構的存在としての価値を全く失つたわけである。(フランスはその後もヴェトナムを仏連合の一員

と考へ、またラオス、カンボディアはそれぞれ一九五六、七年を通じて仏連合に残ることを明らかにしている。しかしここでいわれている仏連合はいかなる意味でも仏憲法上の仏連合とは無関係であらう。)

- (4) ジュネーヴ会議後の印度支那三国は、国際法上の完全主権国と解すべきである。従来これらの国家を承認していなかつたいくつかの国も、この会議後にはじめて三国を国家として承認している。(ビルマ―一九五四・八・一六、セイロン―一九五四・八・一九、パキスタン―一九五四・一二・二一、いずれもカンボディア及びラオスについて。)

- (5) 一九五〇年に、一九四九年条約のわく内において印度支那三国とフランスとの間で共同で維持された国際的な技術的機構(いわゆるボ―四国協定に基く)は、解体されることとなり、一九五四年十二月二十九日、十三のアグリーメントと六つの協定

(5) ラオスは仏憲法上の仏連合の一員としてその諸機構に参加することをみとめていたが、仏連合におけるフランス共和国の指揮権を否認している。したがって秘密には、ここでいわれている「仏連合」はもはや仏國憲法上の仏連合とは同一のものといえきれない。

(8) 一九五四年六月四日、フランスとヴィエトナムとの間に、仏・ラオス新条約に近い内容の条約が仮調印されたが、署名は行われず、したがって発効していない。

したがって法的には当時、ヴィエトナムはいまだ一九四九年条約の体制にあつたとみなされなければならない。

六 一九五四年のジュネーヴ休戦会議
 (1) 一九五四年七月二〇―二一日にジュネーヴ休戦会議の結果として次の文書が成立した。

(4) ヴィエトナム休戦協定

- (4) ラオス休戦協定
- (5) カンボディア休戦協定
- (6) 最終文書及び宣言
- (2) ヴィエトナム及びラオス休戦協定については非共産側の軍司令官として、フランス連合軍総司令官が署名している。これはフランスとヴィエトナム、ラオスそれぞれの協定上、フランス連合軍総司令官が当時においてはこれら二国の軍事上の最高指揮権を有していることに基くとされる。(ヴィエトナムについては一九四九年十二月三十日及び一九五〇年十二月八日付協定、ラオスについては仏ラオス友好条約第二條参照)しかし(4)ヴィエトナム政府はこのフランスの権限を争い、ジュネーヴ協定に拘束されないと立場をとっている。(ジュネーヴ会議におけるヴィエトナム代表宣言)
- (3) 各休戦協定によつて、フランス軍のインドシナ三国への移動

RB'-0573



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

n'apporteront aucune autre limitation à leur indépendance que celles qui auront été librement convenues. La nature de ces liens sera définie entre les parties contractantes, traitant d'égalité à égalité et en toute liberté. —”
(Commentaires Officiels des services de la Présidence du Conseil)

- (8) このようにフランス共和国と印度支那三国との結合関係の範圍を完全に双方の合意によつて定めることとは、
- (9) 印度支那三国にフランスがいまだ有していた権能を委譲し、これに完全独立国たる地位をみとめる。
- (10) したがつて印度支那三国がその自由な主権による決定に基いてもしもフランスとの結合を全く望まないとすれば連合關係は消滅の可能性がある。
- (11) いずれにせよフランス共和国憲法のわくの中に入りきれない關係となりうる。

五 一九四九年条約体制の改正交渉

- (1) 一九五三年八月三十日司法、警察権の委譲が、十月十七日軍事権の委譲が、フランスとカンボディア間にそれぞれ合意された。
- (2) 一九五三年十月二十二日ラオスとフランスとの間に友好及び連合条約をはじめとする一連の条約が締結された。これらの条約によつて一九四九年条約に基く仏・ラオス關係は全面的に変化した。(これらはいずれも署名発効条約である。)
- (3) ラオスは国際法上の完全な独立国とせられ、フランスはラオスにおいて有していたあらゆる権限をラオス政府に委譲している。
- (4) したがつてラオスは対外關係においても完全に自由となり、フランスとの間に国際法上の国家承継が全面的に行われることとなつた。

(3) 三国の國際的な承認についてみても、フランス共和国と政治的に近い關係を有する米・英諸國はフランス國會による一九四九年諸協定の批准後間もなくこれを行つてゐるが、スイス政府は一九五〇年の「行政部報告」に於いて、これら三国は國家として承認される段階に達してゐないと述べてゐる。

四 一九五三年のフランス政府覚書

(1) 一九五三年七月三日、マニエラ首相の下に於けるフランス政府は印度支那三国政府に覚書を送り、

「(Le gouvernement) estime le moment venu d'adapter les accords passés par eux (Les Etats associés d'Indochine) avec la France à la position qu'ils ont su acquérir avec son entier appui, dans la communauté des peuples libres.」

とのべ、一九四九年の諸協定に基くこれも三国の地位を完全獨立に向つて修正する意圖を明らかにした。本覚書は一九四九年体制の法的關係について最も重要な變化の招来を意味するものであつた。

(2) 本覚書についての仏政府総理府の公的解説は次のように述べられてゐる。

「... Les liens qui unissent le Vietnam, le Cambodge et le Laos à la France

して行われる。

(4) 貨幣、貿易等については印度支那三国は國際的な共通の制度をとり、フランス共和国の指揮に服する。

(5) これらの協定に反する従前の条約（保護条約等）を無効とする。

(6) フランスとヴィエトナムとの間では、さらに軍事条約及び權限委譲に関する多くの協定が一九四九年十二月三十日、前記(3)条約の実施協定として締結せられた。同様の細目協定はカンボディア、ラオスについても存在する。

(7) (1)(2)(3)(4)の諸条約はいずれも署名発効条約であるが、仏共和国国会の批准は一九五〇年二月二日であつた。國際法上ではこの批准とは關係なく署名当日これらの条約が発効したと解すべきはもとよりである。

(8) 一九五〇年六月十一月、フランスのポーで前記(5)の約に

う印度支那共通制度について前記条約実施の細目を定める諸協定がフランスと三国との間で交渉せられ、十二月に十個の技術的性質の協定が締結せられた。

(9) 一九四九年の諸条約は、印度支那三国を「独立国」としたものとされるが、この「独立国」なる字句の使用は、むしろこれらの条約以前における印度支那の地方政權の地位が「國家」でなかつたことを意味するものとも解されうるであろう。したがつてこの諸条約の効果としては、國際的には、次のように考へるべきであろう。

(10) ヴィエトナム、ラオス、カンボディアの三国が國際法上の「國家」とされた。

(11) これら三国は、しかし、完全な意味の独立国ではなく、その主權はフランス共和国と協同で行使されるものであり、フランスの被保護國であるとみられる。
(Rousseau: Droit Inter-national p. 145-6)

(四) 仏共和国大統領は仏連合大統領であり(第六十四条)、仏連合の代表者によつて組織される連合議会は仏共和国政府又は連合高等評議会に対してのみ政策上の提案を行はるが(第七十一条)、この連合高等評議会も仏共和国政府を、連合の一般政策について「援助」する権能しか有さない。(第六十五条)

したがつて仏連合内におけるフランス共和国の絶対的優位性は疑うことができない。この実体は一九四九年に、仏憲法に則して締結された印度支那三国とのいわゆる独立条約によつて明らかとなる。

三 一九四九年の諸条約

(1) 一九四八年六月五日アロン湾共同宣言によつてヴィエトナムは「独立国」として承認せられ、同時に仏連合内のエタ・アソシエたることが確認された。

(2) 一九四九年三月八日仏連合大統領と保大帝との交換公文によ

つてヴィエトナムとフランス連合との関係の細目が規定された。

(3) 一九四九年七月十九日仏・ラオス間に一般条約が締結された。

(4) 一九四九年十一月八日、仏、カンボディア間に条約が締結せられた。

(5) これらの条約は、いずれも共通な性格を有しており、フランスと印度支那との関係において劃期的なものである。その要點次のとおり。

(イ) フランスはヴィエトナム、ラオス、カンボディアを「独立国」として承認した。

(ロ) ヴィエトナム、ラオス、カンボディアは仏連合のエタ・アソシエとなる。

(ハ) 仏連合はヴィエトナム、ラオス、カンボディアの防衛を援助し、そのためこれらの国の領域において駐兵権を有する。

(ニ) 印度支那三国の外交はフランス共和国との協議、合意に基

en Indochine, le dépositaire des pouvoirs de la République, tient de cette disposition les pouvoirs les plus étendus ... Avis du Comité Consultatif du contentieux des Colonies, 1928)

二 一九四六年第四共和国憲法

(1) 一九四六年十月二十七日のリオンヌ共和国憲法は、その前文末段で、「仏連合」の形式を規定し、またその第八部で仏連合について三章からなる詳細な規定をさすてゐる。

(2) この憲法の規定によつて、印度支那地域の三国は、少くとも「エタ・アソシエ」の地位を予約せられたとすることができ、しかしながら、同憲法第六十一条「La situation des États associés dans l'Union Française résulte pour chacun d'eux de l'acte qui définit ses rapports avec la France」の規定にさういふことは存在してゐなかつた。

(3) 一九四七年十一月二十五日にラオス王、また十一月二十七日にはカンボディア王はそれぞれ仏連合大統領に書簡を送つてラ

オス及びカンボディアの仏連合参加を確認した。ヴィエトナムとの間には、一九四六年三月六日、いまだ仏国新憲法が発効する前にヴィエトナムを仏連合内の「自由国」として認める予備協定が結ばれていたが、その後は戦乱のためにヴィエトナム側がフランスとして交渉しうる政權は存在しなかつた。

(4) フランスが印度支那に対して従来有してゐた強大な権限にかんがみ、一九四六年仏憲法の発効によつて、印度支那の旧被保護國は自動的に仏連合に編入せられ、漸次従来との保護条約を新憲法にさういふ「acte d'association」にきりかえることとされたものとみてよす。

(5) 仏連合は英連邦と異り、その内においてはフランス共和国が他の連合構成員に対して法的に強大な権限をもつものである。

(1) 仏憲法第六十二条「フランス共和国は仏連合防衛の中軸となり、防衛政策を指揮する。」

印度支那三國とフランスとの關係概観

昭三三・三・一六 衆・議・平泉

一 第三共和制ーヴィシー政府時代

(1) 安南・カンボジア・ルアンナムの三地域とフランスとの間には保護条約が存した。

(イ) 安南ー *Traité conclu à Huế le 6 juin 1884*

(ロ) カンボジアー *Traité d'amitié et de commerce conclu à Oudong, le 11 août 1863; Convention conclue à Phnom-penh, le 17 juin 1884*

(ハ) ルアンナムー *Convention du 24 avril 1917*

一 *Traité du 29 août 1941*

(2) これらの保護条約のうちについては国際的な保護条約であるか否か自問争われているが、それ以外のものについても、条約によつて設定されたフランス共和国の保護権はきわめて強大であつて、これらの条約は保護条約というよりも主権の全面的

委譲の条約とらうに近し。(Charles Rousseau: *Droit International* p.145)

(3) フランス共和国は、交趾支那を安南から取得してそこで完全な主権を有した。(Art. 5 du *Traité de Paix et d'Alliance* conclu le 15 Mars 1874 entre la France et l'Annam)

同様に、一八八八年十月一日付安南王令によつてハノイ、インファン、トゥーラーヌの三都市もフランスに完全に割譲せられた。(cédés en toute propriété au Gouvernement Français)

(4) 他方フランスに於いては、一八八七年、印度支那を一括して単一の「印度支那連邦」なるフランス公法上の植民地被法人が作られ、これに対する本國の最高代表者として一八九一年、一九一一年の二度の大統領令によつて印度支那連邦總督の地位が定められた。印度支那連邦總督の権限はきわめて強大なものであつた。(一 *Considérant que le Gouverneur Général de l'Indochine qui, aux termes des décrets du 21 avril 1891 et du 20 octobre 1911, est,*

南東ア情報第124号

南東アジア課
昭和34年9月12日

南ヴェトナムの第2回国会
議員総選挙について

(1) 選挙法の公布

ヴェトナム共和国大統領は6月30日付法律第19号及び第20号をもつて、先般国民議会を通過した選挙に関する2法律を公布した。すなわち、その1は選挙の態様(規則)に関する法律とその2は選挙日、議員定数及び選挙区等に関する法律とである。

現在の国民議会は去る1956年3月4日施行された総選挙によつて成立したものであるが、その目的は憲法の制定にあり、従つて議事も憲法に関する事項審議に限定されていた。同年10月26日、憲法が公布されると同時に、憲法制定議会は、憲法第95条(1956年3月4日の選挙による国民議会は、

2

ヴェトナム共和国憲法の定める第1回立法議会とする。立法議会の任期は、憲法公布の日始まり、1959年9月30日をもつて終了する。)に基づいて、そのまま第1回国民議会に移行したものである。ところが、憲法第51条第2項によれば、その任期満了の1カ月前、すなわち、本年8月30日に第2回国民議会の選挙を施行すべきことが規定されている。よつて、政府は第2回総選挙に先立ち、上記2法律案を国民議会の審議に付し、大統領の裁可を得て公布したわけである。(注・さきの憲法制定議会議員選挙の際は1956年1月23日付大統領令第8号及び第9号に基づいて施行された。)

RB'-0573

0022

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

(2) 総選挙の経緯

立候補者の届出は7月30日締切られ、8月3日立候補者名簿の第1回公示が行われた。ヴェトナム・プレスによれば議席数123に対して立候補者は実に625名に達し、約5倍の競争率を示している。このうち女性は33名であつた。

立候補者の職業はあらゆる分野にわたつてゐるが、これを表示すれば下記のとおりである。

職 業	立候補者数
技 師	10
弁 護 士	11
新聞記者及び文筆業	19
大学教授、教師、学校経営者	95
医師、薬剤士、薬種店所有者	41
司法官、公務員、退職公務員	123
諸委員会委員、地方団体役員	47
軍人、旧軍人	20

地主、農業	82
労働者	22
実業家、商人	105
その他	50
計	625

その後更に8月14日に至つて立候補者名簿の第2回公示が行われ、第1回公示の625名に対し、165名(26.4%)減の460名をもつて立候補者の最終的確定とする旨発表があつた。8月20日付ヴェトナム・プレスによれば、この減少は一部の候補者が自発的に立候補を辞退したこと、並びに前記選挙規則に関する法律に適合しない立候補者があつたためであると報じている。

総選挙は8月30日午前6時より午後6時までの間実施された。9月2日、内務大臣の発表による開票の結果は下記のとおりである。

党 名	立候補者数	当選者数
国家革命運動党 (政府与党)	94	78

社 会 党	11	5
民主社会党 (旧ホア・ハオ派)		3
労働連盟		3
復興党 (旧カオダイ派)	355	2
労働派		2
無所属		30
合 計	460	123

政府与党たる国民革命運動党は相当激しい選挙運動を行い、その甲斐あつてか立候補者中8割の当選者を獲得することができた。前議席数89に比すれば若干の減少をみたが今後同党の無所属議員に対する統合運動が予想され、結局、従来の国会勢力を維持することに落付くのではないかと見られている。

(3) 反政府派の動向

この総選挙の結果において最も注意すべきことはサイゴン・シロン市第2区から立候補した無所属候補フマン・クアン・ダン博士が他の立候補者を圧倒的に引離し、同地区の最高票を獲得して当選したことである。ダン博士は「時論」(Thoi-LUAN)紙の編輯長であり、去る57年5月に _____ 党を組織して政府を批判したため解散を命ぜられた経緯をもつ、いわゆる政府にとっては、「札付き者」である。

同博士は本選挙に際して「ゴ一大統領は政権樹立以来5年の長きにわたり与党以外の党派の組織と活動を禁止してきた。よつて今回の総選挙において与党が全議席の大多数を占めるであろうことは明白である。故にわれわれは議席の獲得を目指さず、最後に残された民主主義の一片でも救うことが肝要である」と述べ、その決心の程を披瀝している。

今次の総選挙において野党は15議席を獲得したが、更にはダン博士の如く無所属議員の中にも野党的立場を支持するものも少ないと思われ、これらが国民議会において如何なる動きを示すか、国民の大きな関心と注視をあつめている。

(在ヴェトナム大使館報告)

(参考資料)

昭34/0.28
アジア局

南北両ヴェトナム政府承認に
関する地域別リスト

(A) ヴィエトナム共和国(南ヴェトナム)承認国 49ヶ国

(1) 西欧圏 20ヶ国

承認国名

- 1 フランス
- 2 イギリス
- 3 イタリア
- 4 オランダ
- 5 スペイン
- 6 キリシヤ
- 7 ルクセンブルグ
- 8 ベルギー
- 9 オーストリア
- 10 西独
- 11 ヴァチカン

- 12 ポルトガル
- 13 デンマーク
- 14 スイス
- 15 スウェーデン
- 16 米 国
- 17 オーストラリア
- 18 ニュージーランド
- 19 カナダ
- 20 南ア連邦

(ロ) アジア・アフリカ・ブロック / 6ヶ国

- 1 タ イ
- 2 日 本
- 3 中 華 民 国
- 4 大 韓 民 国
- 5 フィリッピン
- 6 ラオス
- 7 トルコ
- 8 スーダン
- 9 ヨルダン

- 10 レバノン
- 11 ガーナ
- 12 モロッコ
- 13 チュニジア
- 14 マレー
- 15 イラク
- 16 リベリヤ

(ハ) ラテン・アメリカ諸国 / 3

- 1 キューバ
- 2 ハイチ
- 3 ボリビア
- 4 エクアドル
- 5 ブラジル
- 6 ニカラガ
- 7 チ リ
- 8 アルゼンティン
- 9 コスタリカ
- 10 ホンデュラス
- 11 ベネゼラ
- 12 ガテマラ
- 13 コロンビア

北ヴェトナム承認国リスト

(未確認) 承認月日

合計 / 2か国

1.	ソ 連	1950.	1.31
△ 2.	中 共		1.18
△ 3.	北 鮮		2. 2
4.	チェコスロヴァキア		2. 3
5.	ポーランド		2. 4
6.	ルーマニア		2. 7
7.	ハンガリー		2. 7
8.	ブルガリア		2.11
9.	アルバニア		2.20
10.	東 独		不 詳
11.	ユーゴ	1957.	3.10
△ 12.	モンゴル	1954.11.	7

(注) △印はアジアの国である

AA会議参加29国又は地域に
よる南北ヴェトナム承認状況

(I) 南ヴェトナムを承認しているもの(11カ
国)

- 1 イ ラ ク
- 2 日 本
- 3 ヨルダン
- 4 ラ オ ス
- 5 レバノン
- 6 リベリア
- 7 フィリピン
- 8 スーダン
- 9 タ イ
- 10 ト ル コ
- 11 黄金海岸(ガーナ)

(II) 北ヴェトナムを承認しているもの

- 12 中 共
(北朝鮮)、(バンドン会議メンバー
でない)

(III) 南北ともに承認していないもの(16カ国)

- 13 ビルマ、、、、、、、（南北双方と領事関係）
- 14 セイロン
- 15 インド、、、、、、、（ " ）
- 16 インドネシア、、、、、、、（ " ）
- 17 パキスタン、、、、、、、（南北双方を事実上承認）
- 18 アフガニスタン
- 19 カンボディア
- 20 エジプト
- 21 エチオピア、、、、、、、（南越の国連加盟賛成投票）
- 22 イラン、、、、、、、（ " ）
- 23 リビア
- 24 ネパール
- 25 サウディ・アラビア
- 26 シリヤ
- 27 イエーメン
- (四)
- 28 ヴィエトナム国
- 29 ヴィエトナム民主共和国

秘 録

一般問題 / 4 問の答

バオダイ政権承認国

昭34 / 0.28
アジア局

(日付中には、未確認のものあり)

- 1950. 2. 7 イギリス
- 8 オーストラリア
- " ベルギー
- " ルクセンブルグ
- 9 アメリカ
- " ニューゼーランド
- 12 ギリシア
- 18 イタリア
- 20 ヨルダン
- 25 ブラジル
- 27 ホンジュラス
- 28 タイ
- 3. 3 スペイン
- " 韓 国

バオダイ
承認

1950. 3. 11 エクアドル
 12 南ア連邦
 " ヴェネズエラ
 13 ヴェネズエラ
 14 キューバ
 15 ボリヴィア
 " コスタリカ
 4. 5 ルクセンブルグ
 11 オランダ
 13 パラグアイ
 5. 1 コロンビア
 4 アルゼンティン
 2. 2 リベリア
 6. 2 チリ
 " サルヴァドル
 2. 3 ハイチ

(1) 明示している国

国名	備考
ベルギー	1950年2月2日 バオダイ帝のヴィエトナム 国をその全領域をカバーす るものとして承認する。 (但し、1955年10月 16日のゴ政権承認に当つ ては同政権は南ヴィエトナ ムのみをカバーするものと して <i>République du Sud Viet-Nam</i> と明示して承認す)

(2) 明示していない国

国名	備考
オーストラリア	1950年2月8日付 Spender 外相発 Nguyen Phan Long 首相兼 外相あて電報： "I have the honour to inform your Excellency that His Majesty's Govern- ment in Australia recognises the State of Vietman as an associate state withih the French Union in accordance with the terms of the Agreement 8th March 1949 between President Auriol and His Majesty Bao Dai and recognises the Government of His Majesty Bao Dai as the Government of that State.
米 国	1950年2月9日付在サイゴ ン総領事発 バオ・ダイ帝あて書 簡＝トルーマン大統領発 バオ・ ダイ帝あて電報： "Your Imperial Majesty: I have Your Majesty's letter in

which I am informed of the signing of
the Agreements of March 8, 1949
between Your Majesty on behalf of
Vietnam and the President of the
French Republic on behalf of France.
My Government has also been informed
of the ratification on February 2,
1950 by the French Government of the
Agreements of March 8, 1949.

"Since these acts establish
Vietnam as an independent state within
the French Union, I take this
opportunity to congratulate Your
Majesty and the people of Vietnam on
this happy occasion.

The Government of the United
States of America is pleased to
welcome Vietnam into the community of
peace-loving nations of the world and
to extend diplomatic recognition to
the Government of Vietnam,

I look forward to an early exchange

of diplomatic representatives between our two countries.

" I take this opportunity to extend my personal greetings to Your Majesty with my best wishes for the prosperity and stability of Vietnam.

(Signed) Harry S. Truman"

英 国

"I have the honour to inform Your Excellency that His Majesty's Government in the United Kingdom recognise the status of Viet Nam as an associate state within the French Union in accordance with the terms of the Agreement dated March 8th 1949 between President Auriol and His Majesty BAO DAI, and recognise the Government of His Majesty BAO DAI as the Government of that state, in order to mark the increased importance which, in these circumstances, will attach to His Majesty Consulate-General at Saigon.

It has been decided to give Mr. Frank Stannard Gibls the President incambent of this post, the personal rank of minister:

RB'-0573

0031

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

タイ

タイ王国首相、P. Pivalsongram
元帥発 Nguyen -Phan-Long 首相兼
外相あて電報

"Afin de donner son Appui
à l'indépendance et la liberté de tous
les peuples en conformité avec la
Charte des Nations-Unies et afin que
les peuples de l'Asie du Sud-Est
soient assurés de la paix et de
la tranquillité, le Gouvernement de
Sa Majesté veut porter à la con-
naissance de Votre Excellence avec son
entière sympathie pour l'accession à
l'indépendance du peuple de Vietnam
comme celui avec lequel le Gouverne-
ment de Sa Majesté.

Entretiendra dès maintenant des
relations d'amitié pour le développe-
ment de l'indépendance et de la
liberté ainsi que de la paix et de
la prospérité du peuple de Vietnam.

Je saisis cette occasion pour

exprimer à Votre Excellence les
assurances de ma plus haute
considération.



オランダ(1) 1950年4月11日付オランダ外相発
 ヴィエトナム国外相あて電報:

"ai l'honneur de faire savoir à Votre Excellence que le Gouvernement Royal des Pays-Bas reconnaît l'Etat du Vietnam comme Etat Associé au sein de l'Union Française, conformément aux articles de l'Accord du 8 mars 1949 entre le Président Auriol et Sa Majesté Bao Dai et reconnaît le Gouvernement de Sa Majesté Bao Dai comme le Gouvernement de cet Etat."

(2) 1950年4月12日付在サイゴン・オランダ総領事発
 ヴィエトナム国外相あて書簡

"Je suis heureux d'avoir reçu des ordres de mon Gouvernement, m'autorisant à communiquer à Votre Excellence la reconnaissance de l'Etat du Vietnam, comme Etat Associé, dans l'Union Française,

par le Gouvernement des Pays-Bas.

C'est ma ferme opinion que cette décision mènera au resserrement des liens de l'amitié cordiale existant si heureusement entre nos deux pays.

Veillez Agréer, Monsieur le Ministre, l'assurance de ma plus haute considération.

(参考資料)

昭34/0.3/
ア ジ ア 局

戦時中における日本のバオダイ帝
擁立の経緯

- (1) 昭和19年末、米軍のフィリピン進攻作戦の激化に伴い、仏印方面に対する米軍の上陸作戦の可能性も考慮され、更には仏印側の不協力にもかんがみて、日本政府は20年2月26日最高戦争指導会議において仏印処理を決定した。
- (2) 同会議決定による「印度支那政務処理要領」中、ヴィエトナム(注、安南)の独立問題については下記の如く記録されている。

『安南国等の独立に関する指導は左記に準拠す。』

 - (イ) 速かに安南国等をして自発的に仏国との保護条約破棄等の挙に出でしめ、独立回復の事実を闡明す。

但し具体的独立施策については作戦に支障なき範囲においてこれを行うものとす。

 - (ロ) 安南国等の独立的地位の向上支援に当り

2

- ては原住民をして積極的にわれに協力せしめるをもつて根基とし、特に民族意識の昂揚を図る。
- (イ) 安南国等の独立承認の時期、方法等に関しては中央において別に定む。』
 - (3) 仏印処理は昭和20年3月9日午後10時18分(日本時間)隷下部隊により実施された。右軍事行動と併行して3月11日安南国王バオダイ帝は仏国との保護条約を廃棄して安南国の独立を宣言した。

RB'-0573

0034

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

(4) バオダイ帝は3月22日保護国時代の内閣を解散せしめるとともに、独立後の新事態に対処するためには近代的内閣の性格をもつものでなければならぬとし、全国の有力者を参集せしめて協議のうえ、越南光復会党主の有力者チャン・チョン・キムに組閣を命ずるに至つた。

(5) 日本軍は仏印進駐以来、ヴェトナムの独立運動に対しては、むしろこれを擁護する立場をとつており、国内政情関係の情報の収集にこれを利用して来た。

チャン・チョン・キムの越南光復会の党員も軍の傘下に日本に協力していたものである。

(6) 安南王国の国内体制の整備とともに、わが方は交通、通信、その他全国的施策を必要とする事項の他は総督府の権限を極力縮少し、漸次王国側に委譲していつた。

(7) 日本軍の敗退とともに、北部山嶽地帯において対日本軍ゲリラ戦を展開していた越盟(ヴ

ィエト・ミン)軍は、日本の敗戦と同時にその活動を表面化し、8月19日にはハノイの各行政官衙を占領した。

また、ユエにおいても8月22日革命軍事委員会が結成され、同委員会はバオダイ帝の退位をせまつた。

(8) よつてバオダイ帝は8月24日「国家の独立を保持し、国民の権利と利益を擁護するために、私は一身を犠牲にする決意を有している。私は被侵略国家の王たらんよりは独立国家の一市民たらんと欲するものである」と宣言して退位した。

(参考資料)

昭34/031

アジア局

アジア局作製の調書中
ヴェトナムに関する
部分抜萃、

外務省アジア局第三課編(昭和27年3月)

インドシナ三国の政情、

(1) P.7

ホー政権のこうした軟化が軍事情勢の悪化に原因したものであることはいりまでもないが、一方、フランスは前記「ホー政権を相手にせず」との爆弾声明を発表すると同時に、ホー政権に対する徹底的武力掃蕩を開始。同時に、ホー・チー・ミン大統領の対抗馬としてホンコンに亡命中のバオダイ前皇帝を擁立した。

しかし、この選択は適当ではなかつたようだ。即ちグエン(阮)朝第十二代目の皇帝であつたバオダイは、在位時代から「親仏者」としてヴェトナム人の間にきわめて評判が

RB'-0573

0036

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

悪かつたからである。そのバオダイを再びフランスが擁立したのだから、フランスの行動をヴィエトナム人が疑惑の眼で迎えたのも無理はなかつた。

しかしこうしたヴィエトナム人の疑惑をよそに、フランスはバオダイと交渉を進めていった。

(2) P.10 ~ P.11

ホー政権がフランス帝国主義打倒、完全独立の獲得をかかっていることはヴィエトナム人の大きな魅力であると同時に、かつて同じ運命に逢着していた東南アジア諸国から好感をもつて迎えられている主な原因となつている。いいかえれば、ヴィエトナム大衆の支持を受けているところにホー政権の絶対な強味があるわけだが、この絶対的なのはバオダイ政権である。

(3) P.11

(七) バオダイ政権の性格

「フランスの傀儡政権」。これがバオダイ政権に対するヴィエトナム人の偽らざる声であるようだ。

まずヴィエトナム国元首のバオダイ前皇帝が、「折紙つきの親仏者」と見られていることは既述の通りである。もつともバオダイとしてはそれも無理のないことで、1922年から1932年、つまり7才から17才までの成長期をフランスで過しており、フランスはバオダイにとっては、いわば第二の故郷ともいえる国だ。一方、上流階級の特殊のヴィエトナム人を除いては、ヴィエトナム人の反仏感情はきわめて猛烈で、フランスに対する

反感は転じて親仏者であるバオダイへの反感となり、皇帝在位時代から彼の評判はきわめて悪かつた。その彼がフランスの後楯で返り咲いたのである。ヴィエトナム人がバオダイ政権を「親仏政権」の烙印をおし、非協力的な態度にでたのは当然であつた。

しかも、バオダイ政権の要人が、バオダイ側近の親仏者で固められたことは、バオダイ政権に対する前記の印象を、ますますヴィエトナム人に強くさせた。事実、同政権の要人の顔ぶれをみると、十中八、九までがフランスと非常に密接な関係をもっている。

(4) R. 12

バオダイ元首以下のこうした顔ぶれ、更に前述の独立の内容が、バオダイ政権に対する「傀儡政権」の風評を高くさせたことは否めない事実で、これが国内的にも、国際的にもバオダイ政権の地位を不安定にさせた根本的な原因だつた。

バオダイ政権は、現在タイ国以外にはアジアの各国でこれを承認した国はなく、「東南アジアの孤児」ともいふべき存在となつていゝるが、その原因の一つは、ここにあるわけである。

(5) R. 16

タム首相の親仏的な態度は、ヴィエトナム人の間で定評があつた。そのタム首相の右の言は、フランスから与えられた独立の内容およびバオダイ政権の性格に対するヴィエトナム人の不満が依然おおい難いものがあることを示すものであつた。いかえればこのことは本質的に親仏的なバオダイ政権においてもその地位を維持するためにはフランスに強硬な態度をとらざるを得なくなつたことを意味する。

RB'-0573

0039

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

(6) P. 26

特に和平問題の運命を左右する鍵ともいえるバオダイ政権の取扱い方は、フランス政府としては慎重な研究を要するところであつた。かくてフランス政府は12月3日の閣議の後、次のコミュニケを発表した。

「フランスはインドシナの休戦問題に関する立場を、すでに議会において二度程明かにしている。ヴィエトナム民主共和国が正式の経路を通じてその見解を明かにする途は開かれていない。フランス政府はフランス連合の構成国であるインドシナ三国との協定に従つて、インドシナ三国の独立およびその国民の自由と安全を保障するような永続的平和をうちたてるため、できる限りの努力を払うという目

的を以てヴィエトナム民主共和国の見解を検討するであろう」。

RB'-0573

0040

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

外務省アジア局第三課編（昭和30年3月）

“1954年のインドシナ”

- (一) ジェネーブ会議と各国の立場
- (二) ジェネーブ会議の開催
- (三) ジェネーブ会議後のインドシナ

(1) R1

もしフランスがホー・チー・ミン政権と結んだ1946年3月6日の予備協定を尊重し、インドシナに独立を与えていたなら、インドシナ戦争は起らなかった筈である。

(2) R4

(1) パオダイ元首が『親仏者』として不人気であること、(2) 1949年3月8日のフランス・インドシナ協定で与えられた独立内容に、インドシナ人が強い不満をもっていること。それが、パオダイ政権が民衆から遊離した主な原因になつていた。このためフランス連合軍は、とくに北部（トンキン）においては『点』一都市だけを抑えているにすぎず、その『点』さえも、昼はフランスの天下、夜はホー軍の天下と噂される有様であつた。

RB'-0573

0041

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

(3) P 12

2 アメリカの立場

アメリカとインドシナ戦争との結びつきは、1950年2月7日のバオダイ政権承認にさかのぼる。

アメリカはインドネシアについてはその理想主義を貫き、1949年12月28日にインドネシア共和国を承認した。しかし、それから僅か41日目にアメリカはバオダイ政権を承認した。ヨーロッパでフランスの協力を要する必要とフランスがインドシナで共産勢力と戦っている現実に妥協したわけである。

アメリカのこの根本的外交政策の歪曲は、中共が1950年1月18日、ソ連が1月30日にホー・チー・ミン政権を承認したことにより促進されたものであつた。もつともアメ

リカとしてもソ連側の「バオダイ政権は帝国主義の単なるカモフラージュである」との非難に対抗するため、欧米各国に先んじてまず東南アジア諸国がバオダイ政権承認の望にすることを期待したが、東南アジア諸国がこの期待に答える見込みがないことが明白になつたので、イギリスの承認を待つて承認することに決定したものとされる。

RB'-0573

0042

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

(4) B/7

しかしアメリカはその後もジュネーブ会議によるインドシナ戦争の解決には消極的の立場をとつていたが、この点、バオダイ政権は、アメリカの態度と軌を一にしていた。

(5) B/7

4 コロンボ会議諸国の動き

東南アジア諸国はタイを除いては、ホー・チー・ミン政権にもともと好意をよせていた。

『ホー政権は民族主義政権で、共産政権ではない。バオダイ政権はフランスの傀儡政権であり、インドシナ戦争はフランスの植民主義的戦争である』というのが、これら諸国の共通した見方であつた。

RB'-0573

0043

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

(4) P. 39

ジェム首相はアメリカの反対でジュネーブ
会議中はともかく、休戦協定成立後はジェム
内閣としては当然、新事態における国民の進
むべき途を明確に指示すべきであつた。それ
をなさず、ジェム内閣は徒らに感情的に分割
反対を叫び続け、無為に時をすごしたのであ
る。

外務省アジア局第3課編(昭和31年1月)

「1955年のインドシナ」

一(二)南ヴィエトナムの政情

(4) P. 10

このバオダイ元首の帰國的態度については、
「元首がすでに政治に興味を失つていたから
だ」という見方が強かつた。しかしそれはあ
まりに酷な見方であつたろう。ジェム首相に
対するアメリカの強い支持。それがバオダイに
に出馬を躊躇させていたのではなからうか。
事実、アメリカはジェム首相を絶対支持し
ていた。

RB'-0573

0044

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

(2) P / 1. ~ P / 2

もともとバオダイ元首はジエム首相に好意をもっていなかつた。皇帝時代にその親仏的態度を非難され、ジエム内相から辭表を叩きつけられた苦い思い出はあるし、その後においても在野時代のジエムの人気は、彼の反仏、反バオダイ的態度に増われていた。いかえればジエムの人気はバオダイの不人気の反動だつた。バオダイの人気は下れば下るほど、反比例してジエムの人気は上つていつたのである。その上、バオダイとジエムは性格的にも対蹠的であつた。皇帝時代は対仏協力に全力を続け、終戦になると『被支配者の王たらんよりは、自由の市民の途を運ばん』との名科白を残して

退位を宣言。次いでホー政權の顧問になるという放れ業をやつてのけ、さらにホンコンに亡命し、フランスにかつぎだされて元首として再登場するというバオダイの円転滑脱な行動に対し、ジエム首相は反仏、反バオダイの態度を持して変わらず、ホー・チャー・ミンに対しては同じく終始一貫、あい入れずとの立場をとつていた。1950年8月、祖国を離れ、アメリカ経由でヨーロッパに渡つたのも、ホー政權の刺客を避けるためだつたといわれている。

またバオダイが国民の非難をよそに、ダラット高原で芽生えた恋の相手、一介の商人にすぎないナムフォンを皇后に迎えたのに対し、ジエムは祖国が独立を獲得するま

ではと女性から一切、身を遠ざけていた。
融通性に富み、世渡り上手のバオダイの眼
にはジュームはこちこちの石部金吉と映じた
であるらし、一本気で正義漢のジュームから
みれば、バオダイは筋金のない玉座であつ
たろう。

陰と陽、対蹠的なこの二人は、所詮敵、
味方に分かれる宿命をもつていた。にもか
かわらず、バオダイがジュームを登用したの
は、決してその真意でなく、アメリカの圧
力によつたといわれている。

もともとアメリカは、親仏的なバオダイ
政権が民族主義的政権に脱皮しない限り、
ホー・チー・ミン政権とは到底対抗できな
いと考えていた。アメリカの眼からみれば

ゴードン・ジューム首相はそれを可能と
する唯一人の適任者だつた。バオダイ元首
と違つて大衆的な人気はあるし、民族主義
者としての^名譽名が高かつた。いわばジューム
は、西ヨーロッパ陣営によつて、ホー・チ
ー・ミンに対抗させうる最後の切札だつた
のである。

外務省アジア局第三課編（昭和33年3月）

「1957年のインドシナ」

南ヴェトナム篇

(1) P. 6

もちろん、こうしたゴ—大統領の成功がゴ—大統領自身の政治力に負うことはいうまでもないが、ゴ—大統領に対するアメリカの支持が、大きくものをいつていることも見逃せない。それに第一、ゴ—、ディン、ジ—ムが亡命者の地位から、一躍、首相に登庸されたのは、アメリカの工作によるものといわれている。

したがってゴ—大統領としては今回のアメリカ親善訪問は、いわば『お礼詣り』であり、一方、アメリカには、養子の晴れ姿を迎える

ような気持ちがあつた。ゴ—大統領に対するアメリカ朝野の最大級の歓迎には、このような背景があつたのである。

RB'-0573

0047

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

(2) P. 8

第一に南ヴィエトナムとインドは、外交政策の方針を異にしていること、第二に、インドは従来、北ヴィエトナムに好意をよせ、南ヴィエトナムを冷い眼でみていたことである。事実、インドは北ヴィエトナムのホー・チー・ミン政権を『民族主義にもとづく政権』として好意のある目でみるとともに、南ヴィエトナム政権を『西欧の傀儡政権』視していた。このような見方をしているインドに、ゴードラ大統領を招待させるところまで漕ぎつけたのは、南ヴィエトナムの外交陣の熱意の賜であるとともに、南ヴィエトナムが親善外交のわくを、今までの反共諸国から、中立国におしひろげたものとして注目されることであつた。

(3) P. 14

6 ゴードラ政権の人気低下

しかし反ゴードラ団体が結成されても、政府が国民の強い信頼と支持を受けているなら、さして問題とするに足らない。だが南ヴィエトナムでは、国民の間に次第に政府不信の声が高まってきた。それだけに、反ゴードラ団体は政府としては厄介な問題であつた。ではひと頃『南ヴィエトナムの救世主』視されたゴードラ大統領が、なぜ、国民の人気を落しつづめるのか。その原因を探ってみよう。

(1) 反乱分子の厳罰 (P. 15)

反乱分子に対する苛烈な措置は、反乱軍の残党を『窮鼠』の立場に追いやる結果を生んだ。彼らがカンボディア国境沿いのジ

・ソグルを舞台に、依然、蚕動を続けている
主因はここにある。また同時に、余りに
も苛烈な措置は、心ある国民の眉をひそめ
させている。

(B) トイ・ルアン紙に対する弾圧 (P.15)

(C) 側近への批判 (P.19)

いずれにしてもニュー夫妻は南グイエト
ナムの政治に、無視できない力をもつてい
る。その上、夫妻は金銭問題について、常
に噂の禍中にある。そこでニュー夫妻は
月24日、各新聞を通じ、左の共同声明を
発表した。

3年前からわれわれ夫婦は、事実無根の
噂をたてられてきたが、これを聞き流し
てきた。

しかし今や、これを放置することができ
ないので、次のことを明かにしたい。

(A) われわれ夫婦は1銭の金も、外国に
送金した事実はない。

(四) われわれ夫婦は内外のいづれを問わず、貿易や事業に関係した事実はない(注、ハリ映画館を経営しているという噂に反感したものだ)。

(五) われわれは金銭をもちつて、他人に利益をはかつた事実はない。

もし国民がそれでもわれわれを疑うなら、裁判所で徹底的にわれわれを究明されたい。われわれは裁判で黒白を決する用意がある。

しかしニュー夫妻の前代未聞の前記共同声明は、かえつて逆効果を生んだ。噂を裏書きしたというわけだ。そしてニュー夫妻に対する反感が、ゴーチ政権自体に対する反感になりつつある。

(P. 27)

以上、ゴーチ政権の人気低下をもたらしている諸原因について述べた。反乱分子の嚴罰は彼らを『窮鼠』の立場に追いやるとともに、心ある者の眉をひそめさせ、トイ・ルアン紙弾圧は、南ヴィエトナムでは政府批判が自由でないことを実証した。またカオダイ教の法難は、かえつて大衆に同情させる結果を生み華僑政策の不手際は、それが直接の生活に関連するものだけに一層、南ヴィエトナム国民の反響を呼んだ。これらの諸原因が互いに絡みあつて、南ヴィエトナム国民をしてゴーチ政権に批判の眼をむけさせ、さらに側近に対する不満が、この批判に拍車を加えたといふことができる。

ところで注目されるのは、ゴア政権の人気低下をもたらしている諸原因が、いずれも南ヴィエトナム政府の『力の政策』にもとづいていることである。

今日の南ヴィエトナム政府は『力の政策』を過信している傾向がないでもない。妥協を排し、所信を強引におし通そうとする傾向が窺える。たしかにゴア政権の今日の成功は『力の政策』のおかげであつた。

外務省アジア局編：外交時報社刊

アジア諸国便覧叢書16

ヴィエトナム便覧(1959・3)三、政情の項

(1) P.10

ホー・チー・ミン政権の対抗政権として1947年にバオダイ政権が結成されたことはすでに述べた。バオダイ政権は形式的には全ヴィエトナム領域における主権を主張していたが、事實は北ヴィエトナムに主権はほとんど及ばず、南ヴィエトナムすらも完全には把握していなかつた。カオダイ(高台=)教団、ホアハオ(和好=)教団、ピンシェン(平川=)団らの封建勢力はそれぞれの領地をもち、バオダイ政権の権力はこれらの領地に及ばず、バオダイ政権は仏

RB'-0573

0051

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

連合軍の武力と、これら封建勢力との妥協により、その権力を維持していた。

反共戦争の立場からバオダイ政権を支持し援助を与えていたアメリカは、こうしたバオダイ政権のあり方に強い不満をもち、1954年7月、フランスとバオダイ元首を説得し、反仏、反バオダイ、反共の民族主義者として人気のあるゴ・ディン・ジュム元内相をヴェトナム国首相に就任させた。

ゴ・ディン・ジュム首相はまず軍隊の武力を背景に封建勢力の一掃に乗りだしたが、カオダイ教団、ホアハオ教団、ピンシェン団は三派連合戦線をつくり、これに対抗した。しかも三派連合戦線の背後にはジュム首相の失脚をひそかに希望するフランスとバオダイ

一派があり、ひと頃のジュム首相は腹背に敵を受け、非常な苦境に追い詰められた。だがジュム首相の不退転の決意とアメリカの絶対支持の態度、さらにジュム支持派による南ヴェトナム革命委員会の結成に力づけられた国軍は、アメリカ提供にかかる近代兵器の威力にものをいわせ、1955年5月にビエンシェン軍討伐に成功した。

(2) R/11

こうして「フランスの傀儡政権」視されていた南ヴェトナム政権はゴ・ディン・ジエムの登場で完全にフランスの手から脱皮し、南ヴェトナム人の民族主義政権として再発足した。そして、ゴ・ディン・ジエム大統領は北ヴェトナムのホー・チー・ミン大統領にあえて劣らない実力を得るに至った。にもかかわらずジエム大統領は、ジュネーヴ休戦協定で1956年7月に予定された南北統一選挙に反対するの態度をとり、その理由として(イ)ジュネーヴ休戦協定は南ヴェトナム代表により署名されていないこと。(ロ)現在の北ヴェトナムの情勢下においては民主的な選挙が行なわれえないことをあげてきた。

(3) R/14

反乱分子の敵罰、反政府系の報道機関および団体(自由民主党)に対する弾圧、言論統制の行過ぎ、海外渡航の制限、カオダイ教徒に対する圧迫ならびに華僑に対する強硬策は必然的に政府に対する怨嗟の感情となつて国民の間に底流している。この怨嗟の感情は一面、政府をサポートする米国に対しても向けられている。すなわち、米国のヴェトナムに対する軍事および経済援助は毎年2億ドル前後に達しているところ、右援助資金の使用に当り米国政府および現地機関において一貫した計画性と統一性がなく、かつ米国側の事務の緩慢と遅滞のため、援助資金がヴェトナムの産業開発、国民の生活水準の向上とい

RB'-0573

0053

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

う本来の目的に有効適切に使われていないと
いう非難は、経済界のみならず、政府筋から
も伝えられている。

トラン・ヴァン・フー首相兼外相の国籍に
関する在京アイ・ヴァン・ティン大使（ヴ
イエトナム）の答

南東アジア課
昭 34 / 17

1. ヴイエトナム国代表の国籍如何はヴイエ
トナム国内部の問題であり、他国が云々すべき
性質のものではない。正統な全權委任状を携
行し、それが妥当なるものと認められれば、
その携行者の国籍が何れであろうとも、法律
上正統な政府代表である。
2. 1947年3月8日の Elysées 協定は、ヴ
イエトナム独立の基本ラインを定めたが、個々
の問題については、その後の諸協定に委ねら
れていた。従つて国籍に関する Convention は 1
953年1月に結ばれ、1953年12月7

RB'-0573

0054

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

日付ヴェトナム国政令で施行細目が最終的に定められた。

この1955年8月の Convention までは、国籍問題は *pendin*s となっていたが、フランスの法律に従って、ヴェトナム人のうちにはフランス国民と認められている一定の権利を享受することを認められていた者もあつた。フランス側はこれ等のヴェトナム人を仏国人と考えていたが、ヴェトナム側は彼等をヴェトナム人であると考えていた。トラン・ヴァン・フー前首相兼外相はそのうちの一人であつた。

3. 上記のとおり、国籍問題が法的に明確にされたのは1955年8月の Convention 及び同年12月の政令以後のことであり、195

1年のサン・フランシスコ会議当時はヴェトナムは *situation évolutive* にあつて、国籍についても *précision* は与えられていなかった。

(トラン・ヴァン・フー首相兼外相の国籍に関する)

(在京グイ・ヴァン・ティン大使(ヴイナム)の答)

南東アジア課
昭34.11.7

1. ヴイナム国代表の国籍如何は、ヴイナム国内部の
向題であり、他国が云々すべき性質のものではない。正
統な全権委任状を携行し、それが ~~承認~~ 受当たり
の承認は ~~承認~~、その携行者の国籍如何は
あろうとも、法律上正統な政府代表である。
2. 1949年3月8日の Elysées 協定は、ヴイナム独立の
基本ラインを定めたが、何々の向題については、その後の
諸協定に委ねられていた。従って国籍に関する
Convention は 1955年8月に結ばれ、1955年12月7日
付ヴイナム国政令で施行細目が最終的に定められた。

外務省

(国籍問題は pending となっていたか)

1. この 1955年8月の Convention は、フランスの法律に従
って、ヴイナム人のうちには フランス国民と ~~認められ~~
ていた一定の権利を享受することを認められていた者も
あった。フランス側はこれ等のヴイナム人を外国人と
考えていたが、ヴイナム側は彼等をヴイナム人であると考
えていた。トラン・ヴァン・フー ^前首相兼外相は
そのうちの一人であった。
2. 上記の通り国籍問題が法律的に明確にされ
たのは 1955年8月の Convention ~~及び~~ 同年12月の
政令以後のことであり、1951年のサンフランシスコ会議
当時はヴイナムは ~~は~~ situation évolutive にあり、
国籍についても precision は与えられていなかった。

外務省

RB'-0573

0056

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan
国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

ヴィエトナム歴代内閣表

昭34/1/10

1948. 6. 5	ヴィエトナム臨時中央政府成立 (大統領スアン将軍)
1949. 6. 14	バオダイ・国家首班に就任
7. 2	バオダイ内閣樹立 (バオダイ首相兼任)
1950. 1. 5	バオダイ首相兼任を辞す
1. 20	グエン・ファン・ロン内閣
5. 6	①第一次チャン・ヴァン・フウ 内閣
1951. 2. 18	第二次チャン・ヴァン・フウ 内閣
1952. 3. 8	第三次チャン・ヴァン・フウ 内閣
6. 25	②グエン・ヴァン・タム内閣
1954. 1. 16	ブー・ロック内閣
7. 6	ゴー・ディン・ジェム内閣
1955. 10. 26	ゴー首相・大統領に就任、共 和制を宣言

南北ヴィエトナム主要人名略歴
(インドシナ3国の地位より摘出)

昭34/1/10
南東アジア課

南ヴィエトナム

○グエン・ヴァン・タム (Nguyen-Van Tam)

現首相

1895年10月16日コーチンシナのタ
イニン省、タイビンの商家に生れる。

ハノイ法律学校の第1回卒業生。1912
年教師となり、13年-26年にかけてコ
ーチンシナ仏政庁に勤務する。

27年-38年まで「知付」^{チフ}、「督府使」^{トフス}
等の地方行政官を歴任し、27年フランス
市民権を獲得する。

1930年10月のインドシナ共産党蜂起
ならびに、1940年騒擾事件に際しては
コーチンシナの地方行政官として鎮圧を行
つて著名となる。

1945年3月の日本軍の「仏印処理」後、

コーチンシナのミト地方で仏レジスタンス運動に参加したとの故をもつて日本軍憲兵隊に拘禁され、終戦後「越盟」に引渡される。「越盟」によりサイゴン中央刑務所に監禁されたが、45年9月23日、フランス軍による「越盟」掃蕩の開始後解放される。

46年6月コーチンシナ臨時政府がグエン・ヴァン・ティン博士を大統領として樹立されるや、保安相として同政府に参加。

46年12月カオダイ教指導者のレー・ヴァン・ホアックが同政府大統領に就任するとともに、国防相に就任する。その後所謂「バオダイ帝擁立工作」に積極的に参加し、48年6月5日、グエン・ヴァン・スワン将軍のヴィエトナム臨時中央政府が成立するに至つて、ヴィエトナム政府と南部インドシナ仏軍との連絡担当長官となり、ついでヴィエトナム警保局長官となる。

51年2月第二次チャン・ヴァン・フウ内閣が成立するや保安相として入閣し、その後北部ヴィエトナム長官を兼任ついで第三次チャン・ヴァン・フウ内閣(52年3月)の内相に就任、同年6月3日フウ内閣が倒れるに至つて後継首班の大命を受け、同月直ちに組閣し現在に至る。

○グエン・ヴァン・スワン(Nguyen-Van Xuan)

元ヴィエトナム中央政府大統領

1892年コーチンシナのザ・ディンに生れる。

フランス陸軍理工科学学校卒業後少尉に任官、第一次世界大戦においてはヴェルダン戦闘に参加し、クロワ・ド・ゲール勲章を授与される。

1939年バリーの仏植民省軍事課第三課長として植民地防衛施設関係の職務を担当。戦後、46年6月グエン・ヴァン・ティン大統領の下にコーチンシナ臨時政府が樹立

されるや副大統領に就任、さらにホアック
大統領のもとにも副大統領を務め、ホアッ
ク大統領退陣後はコーチンシナ臨時政府大
統領となる(48年10月)

コーチンシナ臨時政府大統領として「バオ
ダイ擁立工作」に縦横の活躍を示し、同じ
く擁立工作に活動した旧アンナン王党派グ
ループ(ゴ・ディン・ジェム一派)の勢力
の圧倒に成功し、48年6月5日ヴィエト
ナム臨時中央政府を樹立し、大統領に就任
する。

ついで49年7月2日バオダイ帝を首相と
するヴィエトナム政府成立に至つて副首相
兼内務、国防相に就任したが、50年1月
グエン・フアン・ロン内閣成立以降は中央
政界から離れている模様である。

○チャン・ヴァン・フウ (Tran Van Hūu)

前首相

1896年コーチンシナのヴォン・ロンに

生れる。

サイゴンのシャスル・ローバ仏中学校、農
林学校を卒業後、1915年—45年にか
けて、コーチンシナ方面の経済界で活動し、
インドシナ不動産銀行理事、経済財政最高
会議代表等を務めた。終戦後、46年12
月カオダイ教指導者レー・ヴァン・ホアッ
クがコーチンシナ臨時大統領に就任すると
ともに経済財政相に就任。47年10月グ
エン・ヴァン・スワン將軍が同政府首班に
なるに至つて副大統領兼蔵相に、さらに4
8年6月5日樹立をみたヴィエトナム臨時
中央政府に於ては副首相兼南部ヴィエトナ
ム長官に就任した。

バオダイ帝のヴィエトナム政権樹立後、5
0年5月6日グエン・フアン・ロン内閣倒
壊のあとをうけて新内閣を組織し、その後
第三次内閣まで組織したが、52年6月倒
閣し、政権をグエン・ヴァン・タム内閣に

議つた。なお51年9月にはヴェトナム
首席代表としてサンフランシスコ対日平和
会議に出席し、52年7月には観光客の1
員として訪日し、吉田首相と会見す。

○バオ・ダイ (Baō Dai)

現元首

1913年10月22日阮朝第11代啓定
(カイデァン)帝の皇子として誕生。

1922年4月28日立太子の式を行い、
同年8月勉学のため渡仏。

1925年11月6日啓定帝薨すにおよ
び翌26年1月3日ユエの都に帰えり、1
月6日バオダイ(保大)の称号のもとに阮
朝第12代の帝位をつぎ、即位後再び勉学
継続のため渡仏し、32年9月8日帰国。

1934年5月24日ナムフォン(サイゴ
ンの富豪の娘)を王妃に迎え、36年1月
4日皇子バオロンを儲けた。

45年3月9日日本軍による「仏印処理」

後、日本軍の圧力によりバオダイ帝は3月1
2日「越南帝国」の独立を宣言。終戦後、「越
盟」政権が樹立されるに伴い8月24日退位
を宣言し、越盟政府の最高顧問とされ、まも
なく親善使節として中国に向つたが、そのま
ま帰還せず香港に亡命。その後「バオダイ帝
擁立工作」が行われた結果、49年3月8日
オリオール仏大統領とバオダイ帝の間に仏越
協定が成立したので、これに基づいて49年6
月14日バオダイ帝はフランス連合のわく内
におけるヴェトナム国の元首に就任し、現
在に至っている。

北ヴェトナム

○ヴォ・グエン・ザップ (Vo Nguyen Giap)

現国防相 総司令官

1912年アンナンのクワン・ビン省レイフ
イ県の貧困な家に生る。苦学してハノイ大学
(一説には師範学校)で歴史と経済学を修め
た。1927年頃より共産運動に参加し、2
9年頃には「民の声」「前進」等の左翼秘密

機関紙によつて運動を進めたが、30年逮捕される。その後釈放されるや36年頃再び秘密機関紙「労働」を作つて大衆宣伝工作にあたる一方、37年から40年にはハノイのタンロン中学校の教師を務める。1940年仏印当局の監視の眼が厳重となつたため中国に入り、同地で41年5月越南独立同盟の結成に参加。41年再びトンキンに潜入、越盟工作に従事し、44年12月27日には越南人民解放軍宣伝部隊を編成し、越盟軍の基礎を作る。その後越盟の反仏、反日ゲリラ活動を指導し、45年8月越盟政権樹立に伴つて内相に就任。46年3月中部インドシナのダラットで行われた仏、越盟会談に代表として出席し、その後越盟が反対党の「越南国民党」、「革命同盟」領袖を追放し組織した(46年10月)越盟政府の国防相となる。

46年12月フランス、越盟戦闘が開始されるや全国に抗戦令を発し、47年総司令官、

48年1月20日大将となる。熱烈な共産主義者であるといわれる。

○フーム・ヴァン・ドン(Pham Van Dong)

現外相

教師の職にあつたが、1928年共産運動に投じ、仏政府に逮捕されて29年-36年まで南部インドシナのプロコンドール島に流刑された。釈放されるや中国に亡命、41年同地で「越盟」結成に参加し、その後トンキンに潜入し解放地区のオルグとなる。

終戦後越盟政権が樹立されるや財務相に就任し、46年7月のフォンテンプロオ会議には越盟側の出席代表となる。

1946年12月フランスと越盟間に戦闘が発生するに至り、政府の特使としてコーチンシナに向い同地で工作に従事。

49年7月副首相に任命され現在に至っているが、ヴォ・グエン・ザップとならんでホー・チー・ミンの後継者と目されている。

○ ホー・チー・ミン (Ho Chi Minh)

現主席

(ホー・チー・ミンがインドシナ共産党の創始者として著名な阮愛国であるか、否かはまだ決定的説がないが、越盟側の発行する資料では阮愛国として取扱っている節がある。ここでは越盟又は中共側の発表している資料によつた。)

1890年5月19日アンナン北部のゲアンに生れる。

早くから革命運動に携わり、故国を飛び出して諸国を流浪の末に、フランスに渡り、同地で「植民地連合会」を組織し「パリ週刊」を発行して植民地民族の解放運動宣伝に当つたが、第一次世界大戦後パリで行われたヴェルサイユ平和会議に際してヴィエトナム独立の8項目にわたる要求書を連合国代表に提出しその存在が注目されるに至つた。

フランス社会党に入党し、1920年12月

社会党が第2インターと第3インターに分裂したとき第3インターに加わつたが、その実践活動の故にフランス当局の追求を受け、フランスを脱し1924年ソ連に渡る。

ソ連において研鑽を積んだ後中国の広州に來り、同地で越南革命青年同志会を組織、1930年2月トンキンのイエンバイ蜂起事件後、革命青年同志会が分裂したが、これを統一して同年3月1日インドシナ共産党を組織。

イエンバイ事件に引きつづいてインドシナ共産党の指導する一連の反仏運動が31年5月までインドシナ各地に勃発したが、この運動が仏当局の弾圧で完全に失敗してからはホー・チー・ミンは共産党幹部と共に地下に潜行。日本軍が仏印進駐を行つた翌年、すなわち1941年5月1日、共産党を中核体として左翼各団体を結集して越南独立同盟(越盟)を結成し、これの指導者となる。

その後広西省で国府当局側に逮捕され14カ

月間獄につながれたが、釈放されるや北部インドシナに潜行して越盟の指揮に当る。

45年8月日本の降伏とともに越盟を主体とするヴィエトナム民主共和国臨時政府の主席に就任、同年9月2日ヴィエトナムの独立を宣言。

46年1月6日越盟を主体とする総選挙の結果、同年3月3日越南国民党、革命同盟会などの右翼政党を加えた連合政府が成立するにおよんで正式に主席となる。

爾来「ヴィエトナム民主共和国」の主席として越盟運動を指導して、対仏抗争を展開していることは周知の通りである。

北ヴィエトナム承認国に関する件

(昭和34年11月11日現在)

I 正式承認している国、12カ国 (又は政権)

1. ソ 連
2. チェコスロヴァキア
3. ポーランド
4. ルーマニア
5. ハンガリー
6. ブルガリア
7. アルバニア
8. ユーゴ
9. モンゴル
10. 中 共
11. 北 鮮
12. 東 独 (不詳)

II 北ヴェトナムを正式承認はしていないが、
 事実上の承認又は領事、通商代表等の交換を
 行い、若しくは貿易協定等なんらかの協定を
 北ヴェトナムと結んでいる国 カ国

国名	事実上の承認の有無	公館等の有無	協定等の有無
(1) カンボディア	なし	公館もなし	貿易支払協定 (1958.11.19)
(2) インド	南北双方を事実上承認	南北双方と総領事を交換	なし
(3) インドネシア	南北双方を事実上承認 (1955.4.4の外相声明)	南北双方と総領事を交換	貿易協定(1957.1.8)
(4) ビルマ	なし	南越と総領事交換。 北越はビルマに総領事館設置。	なし

(5) アラブ連合	なし	北越よりの通貿易協定(ハノイにて1957.1.23) 駐在を承認(1958.9.24)
-----------	----	--

RB'-0573

0054

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

本政府又は在外公館
に承認

北越承認不の件

ラオス	正式承認せず	在外公館に	在外公館に
カンボジア	同上	同上	1958.11.19 貿易交渉協定
インド	同上	総領事館と V.V. ガン の双方に設置	在外公館に なし
インドネシア	1955.4.4. 外相の 声明に南北双方 と事実上承認	総領事館 と交換	1954.18. 貿易協定
ビルマ	正式承認せず	総領事館 双方に設置 カインに総領事館設置 北越に代表新に設置 総領事館	
アラブ連合	正式承認せず	北越に在外 に通商代表部	1959年末 貿易協定
イラク	南越を承認 北越を承認	北越に	
フィリピン 臨時政府 (在カイン)	北越を臨時政府 臨時政府に承認 せざる		

外務省

1972を除き

① 従って岡田議員が挙げた諸国は北越を
正式承認し~~て~~ない。逆にラオス~~は~~
は南越を承認している。

② 領事館~~は~~ 通商代表部、設置は正式承
認とは認められず。夏井は中共を正式
承認しながら台湾、淡水に総領事館を設
置している。これは~~は~~ 国民政府を
承認しては~~ない~~ 存在する。領事館の設置は
便宜のためである。

外務省

RB'-0573

0065

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

北越承認国カ件

昭和34. 11. 7
南東ア課

1	ラオス	正式承認セ	1958. 11. 19 貿易協定
2	カボネ	同上	同上
3	インド	同上 (但し南東ア課承認) 南北双方で	1958. 11. 19 貿易協定
3	インドネシア	1955. 4. 4 外相の声明で 南北双方を事 実上承認	1958. 1. 8 貿易協定
4	ビルマ	正式承認セ	

外務省

供託を装置

5	アラブ連合	正式承認セ	1957年12月31日 貿易協定(ハナ)
	イラク	北越を承認 北越自承認	北越の通商 協定の(未批准)
	アルジェリア	北越がアル 臨時政府 (在カイロ)	北越の通商 協定の(未批准)
	アラブ連合	承認セ	1957-12-31 貿易協定(ハナ)
	サウジアラビア	"	
	リビア	"	
	トルクメニスタン	"	
	イラン	" (承認)	

外務省

RB'-0573

0066

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

① 従つて、岡田議員が挙げた諸
 \イラクを除き/
 国は北越を正式承認してゐる。
 逆に ~~ラオス~~ ラオスは南越を承認
 してゐる。

② 領事館や通商代表部の設置は
 正式承認とは認められてゐる。
 イギリスは中井を正式承認してから
 台湾の淡水に総領事館を設置
 してゐる。領事館の設置は
 便宜的なものでござい。

外務省

課長
 事務官
 書記官
 庶務官
 主任
 係長

北ヴェトナム承認国に関する件。
 (昭和34年11月10日現在)

I. 正式承認してゐる国

1. ソ連
2. チェコスロヴァキア
3. ホーランド
4. ルーマニア
5. ハンガリー
6. ブルガリア
7. アルバニア
8. ユーゴスラヴィア
9. モンゴル
10. 中共
11. 北鮮
12. 東独 (不詳)
- ~~13. イラク (但し南越をも承認してゐる)~~

外務省

RB'-0573

0057

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

(南シエムと併せて)

II. 北シエムを正式承認していないか、事実上の承認
 (北シエム、南シエム) (イタ、インドネシア) 22.11.22... 5.1.22

認 領事館 商代表等の交換を行、若し貿易
 協定等何らかの協定を結んでいる国 4ヶ国

国名	事実上の承認の有無	公館等の有無	協定等の有無
(1) カンボジア	無し	南越と総領事交換 無し	貿易支協定 (1958.11.19)
(2) インド	南北双方を事実上承認	南北双方と総領事交換	協定 無し
(3) インドネシア	南北双方を事実上承認 (1955.4.4の 外相声明)	南北双方と 総領事交換	貿易協定 (1957.1.8)
(4) ビルマ	無し	南越と総領事交換 北越はビルマに総 領事館設置。	無し
(5) アラブ連合	無し	北越よりの通商代表 カイロ駐在を承認 (1958.9.24)	貿易協定 (モ 11.11.12 1957.12.31)
(6) イラク	?	通商代表部(設置の 議定書 1959.9.8)	貿易協定 (1959.9.8)

イタ、インドネシア、カンボジアは北シエムを正式承認

(以下 別の紙に付)

III 岡田議員の発言に対する反駁説明

(1) 同議員が列挙した諸国は、~~イタ、インドネシア~~ ^{いずれも}北シエムを正式に承認していない。
 (カンボジア、インドネシア、ビルマ、アラブ連合、
 サウジアラビア、リビア、イエメン(不確定))

(2) ラスは、北シエムを正式承認してならず、逆に南越を正式承認している。
 (3) イタ、インドネシアは北越を事実上承認している。
 (3) イラクは北越と南越を双方とも正式承認している。
 (3) アルジェリア臨時政府(在カイロ)は北越により正式承認されたが、同臨時政府は北越を承認していない。
 カタールは不明。(イラクと北越は同答待)

(4) イラクについては、南シエム政府の承認に依り、8月2日南シエム代表を承認した。
 (5) 領事館や通商代表部の設置のみでは、国際法上正式承認とは認められない。それは全く便宜的なもの過ぎないからである。

北シエムと南シエムは別々である。



例えば、英国は中共を正式承認しながら、台湾の淡水

に総領事館を設置している。

外務省

Ⅲ 岡田議員の発言に対する反駁説明

- (1) 同議員が列挙した諸国は、北ヴィエトナムを正式に承認していない。
- (2) ラオスは、北越を正式承認しておらず、逆に南越を正式承認している。
- (3) アルジェリア臨時政府（在カイロ）は北越により正式承認されたが、同臨時政府が北越を承認しているか否かは不明。（イラクとともに回答待ち）
- (4) 領事館や通商代表部の設置のみでは、国際法上正式承認とは認められない。それは全く便宜的なものに過ぎないからである。
例えば、英国は中共を正式承認しながら台湾の淡水に総領事館を設置している。

RB'-0573

0069

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

昭和34/2/5
南東アジア課

ベトナムの最低税率適用商品国名

(1958年末現在、ベトナム政府発表資料による)

- | | |
|------------------|-----------------------|
| 1. アメリカ合衆国 | 14. ノールウェー |
| 2. 英国及びその植民地 | 15. カナダ |
| 3. イタリア | 16. フランス |
| 4. 日本 | 17. インド |
| 5. スイス | 18. 中華民国 |
| 6. オーストリア | 19. オーストリア |
| 7. カンボディア | 20. フィンランド |
| 8. ラオス | 21. フィリピン |
| 9. オランダ | 22. インドネシア |
| 10. スウェーデン | 23. ギリシャ |
| 11. デンマーク | 24. ポルトガル |
| 12. 西独 | 25. パキスタン |
| 13. ベルギー、ルクセンブルグ | 26. 韓国 (1957.1.1より適用) |

ベトナムと諸外国との間の
条約・協定締結状況および共同
声明・コミュニケ発表状況

昭和34/2/5
南東アジア課

年 月 日	事 項
1956. 1. 21	ベトナム・ラオス間支払協定調印 (於 サイゴン)
9. 24	ベトナム・カンボディア間支払協定 調印 (於 プノンベン)
1957. 5. 8 ~18	ゴ大統領、米国防問 アイゼンハワー大統領との共同声明発表
8. 15 ~19	ゴ大統領、タイ国防問 両国政府共同コミュニケ発表
9. 2 ~9	ゴ大統領、オーストラリア防問 メンジス首相との共同声明発表
9. 18 ~21	ゴ大統領、韓国防問 李大統領との共同コミュニケ発表
11. 4 ~9	ゴ大統領、印度防問 ネール首相との共同コミュニケ発表

RB'-0573

0070

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

1957.11.19 ~21	岸首相、ヴェトナム訪問 共同声明発表
1958. 1. 4	スバナ・ブーマ、ラオス首相 ヴェトナム訪問、共同声明発表
1.27 ~31	ラーマン、マラヤ首相、ヴェトナム 訪問 共同声明発表
11. 6 ~ 8	李韓国大統領、ヴェトナム訪問 共同声明発表 関税取極締結
1959. 3.19 ~22	プラサド印度大統領、ヴェトナム訪問
5.24	ヴェトナム・ラオス間諸協定仮調印 (於 サイゴン)・・・6/11 正式調 印(於 ヴィエンチャン)
	1. 通過協定 2. 貿易協定 3. 支払協定 4. 両国在留民に関する条約 5. 国境管理に関する協定 6. 犯罪人引渡しおよび相互司法援助に 関する条約 7. 税関に関する不正行為防止に関する 協定 8. 税金徴収に関する相互援助協定

1959. 8. 3 ~ 5	カンボディア首相シ・ヌーク殿下 ヴェトナム非公式訪問
8.22 ~26	ガルシア、フィリピン大統領、ヴェ トナム訪問 ヴェトナム、フィリピン友好条約 セラノ・マウ両国外相間で調印

RB'-0573

0071

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

ゴ-、ディン、ディム (Ngo Dinh Diem) の略歴 (ヴィエトナム共和国政府発行資料による)

アジア局南東アジア課
昭 34、1215

年 月 日	事 項
1901年1月3日	前ヴィエトナム王国の首都フエー (Hue) で、國務大臣で、タン、タイ (Thanh-Thai) 皇帝の顧問であつた故ゴ-、ディン、カー (Ngo Dinh Kha) の3男として生る。 フエの行政学校を成績抜群で卒業後 高級官吏生活を送る 各地で、誠実且つ有能な行政官として、國民の敬愛を受ける。
1932年	内務大臣就任 在任中、仏当局のヴィエトナム独立運動弾圧に反対 ヴィエトナム官廷に対し、國家の近代化、國民の參政を要求 この要求が斥けられるに及んで、抗議のため辞任

その後、隠遁生活を送り、政治、社会問題の研究に専念

独立運動指導者と密接な連絡を保ち、仏当局の監視を受ける

仏当局は、ゴ-、ディン、ディムを逮捕し、ラオスのシエン、コアン (Xieng-Khouang) に流罪せんと企つも、辛じて逃亡、逮捕を免る。(日本軍により、サイゴンの陸軍病院にかくれた。)

1945年3月9日 日本軍の仏印進駐後、バオダイから再度、政權樹立のため出馬を要請されるもこれを拒絶

1945年9月 ヴィエトミン政權より同政府への参加を要請するもこれを拒絶したため、トイ、ホアで逮捕され、北ヴィエトナム山岳地区へ追放される。

以後、反仏、反バオダイ、反ホ-、チ-、ミンの立場をとり、ヴィエトナムの眞の独立を企願する民族主義者の結集運動に挺身す。

RB'-0573

0072

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

1946年1月

ホー・チー・ミン、仏と交渉継続中、
カソリック教徒の反対をなだめるため
ゴー・ディン・ディムをハノイに帰還
せしめ、同政府への参加を求む。
ゴーこれを拒絶。

1948

バオダイ、ゴーディン・ディムの香港
訪問を要請

ゴー、暫定的中央政府の組織に反対。
国家の真の独立と統一を得るため、仏
との交渉にあたり、耐戦すべきすべての
の問題を研究するため、国家の真の代
表を結集した国民委員会の設置を提案

この提案が拒否されるに及び、194
9年3月8日の協定に抗議

国家の代表が参加しないで締結され、
ヴィエトナムに単に名目上の独立しか
与えていない協定は、平和及び独立の
維持を期し難いと抗議

バオダイの政府 樹立要請を拒絶

1950.8

ホー政権側の刺客を避けるため兄のト
ック大司教とともにヴィエトナムを去
り、アジア、アメリカ及びヨーロッパ
諸国を訪問。(日本、フィリピン、米
国、ベルギー等)

米国では ^{Mary Knoll} 大学の講客と
して、数カ月滞在、ベルギーでは聖ア
ンドレー修道院に滞在

RB'-0573

0073

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

1953	仏国を訪問、滞在
1954.6.17	ディン・ビエン・フー (Dien Bien Phu) における仏軍の壊滅後、バオダイ帝から全軍事、行政の権能を委託され、政府の組織に同意
1954.6.26	サイゴン帰還
1954.7.7	第一次内閣を組織
1955/0.23	国民投票によりバオダイ帝退位 共和制による大統領に選出される。 (投票総数582万8907票 バオダイ帝の得票数6万0317票)
1955/0.26	ヴェトナム共和政体を宣し、民選議会が憲法を制定するまで大統領の職務を遂行
1956/0.26	ヴェトナム共和国初代大統領に正式就任

親族の状況

- ゴ・ディン・ディムには、5人の兄弟がある。
- ゴ・ディン・コイ (Ngo Dinh Khoi)
前クワン・ナム (Quang-Nam) 知事。
1945年、ベトミンにより殺害される。
 - ゴ・ディン・トゥック (Ngo Dinh Thuc)
ヴィン・ロン (Vinh-Long) の司教、教区長
 - ゴ・ディン・ニユ (Ngo Dinh Nhu)
大統領政治顧問
 - ゴ・ディン・ルエン (Ngo Dinh Luyen)
駐英ヴェトナム大使
 - ゴ・ディン・カン (Ngo Dinh Can)
ヴェトナムの慣習に従い、87才の母堂
ゴ・ディン・カー (Ngo Dinh Kha) 扶養のため要職に就任せず。

RB'-0573

0074

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

向三(南北の実力)の答

I. 現実に施政権の及ぶ地域の面積

北 15万 1千 9百 平方キロ
南 17万 6千 1百 " 可耕面積は?

II. 人口

北 約 1,300 万人
南 約 1,200 万人

III. 政体

北越 (1946年11月公布の憲法によると、北越は) 主権在民の民主共和国、(国権の最高機関) (大統領が行政府の長であり)

として人民議会を有するが、政党としてはマルクス・レーニン主義を奉ずる「労働党」が実質的に唯一の政党である。

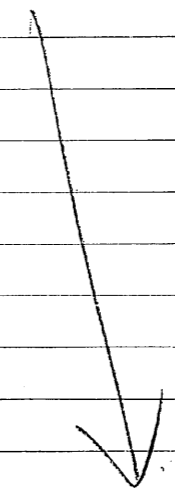
南越 1956年 10月 26日公布の憲法によると、南越は

外務省

主権在民の共和国であり、行政府の長として大統領を、

立法府として国民議会を有する。政党は数種あるが、与党

たる「国民革命運動」が全倒的勢力を有している。



外務省

RB'-0573

0075

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan
国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

IV. 政情

(北越)…… ジェネーブ休戦以後、北越は中共、ソ連、^他の

東欧諸国の援助を受け、国内政治、経済の再建に乗り出し

た。またフランスとの経済関係も断ち切ることなく、取極^極に
向いて取極を續いで一定の

維持することに留意し、国力の培養につとめ、1958年

には経済、文化の発展を図る3十年計画を樹て、農業

改革、軽工業の発展を計ることにより、国民の物質的、

文化的な生活水準を向上せしめ、国防力の増進につとめ

ている。^{尤も、農地改革では失敗したと言われているから、}
ホー首席、ズン、ランニ、ト首相の指導

のもとに共産主義社会の完成に向けて進んでいる

(南越)…… 南越は、反共主義、反植民

地主義、反封建主義者でカトリックのゴ、ディン、シム

外務省

張大統領のもとに、強力な“指導民主主義”的政治

が行われている。南越はとも民族意識が

強く、ジェネーブ協定成立後は次第に仏軍隊が北

離れて行き、1956年中に仏軍隊を撤退せしめ、

国内建設、とくに農業開発、~~電~~電源開発、軽

工業発展、各種~~の~~公共福祉施設の整備等

を中心とする^{長期}開発計画の実現に努力~~を~~す

ると同時に、教育の普及、とくに文盲一掃に全力

を注いでいる。また、特筆すべきは、1954年のジ

ネーブ休戦成立以後、北越から着のみ着のま

ま逃げのびて来た約80万を超えると言われた

避難民の救済^{がある}に~~努~~米~~国~~援助資金。これには、

外務省

RB'-0573

0075

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

米國援助資金が大に投立っており、この避難民救済

は、^物輸^南入道的な意義に加うるに、^南アフリカの農業

開発の促進に大きく寄与している。

外務省

丁 南北アフリカの経済力

工業の面では、セメント、ガラス、化学、金属、織物

等の工場は、北部にあり、南部にはタバコ、

製紙、絹糸、ビール、醸造、などの軽工業あり。

輸送では、鉱業は北部が中心、石炭

亜鉛、銅、^{コバルト}鉛、^{ニッケル}鉄、^{マンガン}錳、^{バナジウム}バナジウム、^{チタン}チタン、^{ウラン}ウラン、北部山地

に集中し、南部には、磁石、塩等を産する。

しかし、南部には、農業が中心で、コム、玉蜀黍

等の有力輸出品を有している。

貿易構造は、南北とも、依る程度に

型で、南アフリカは、コム、米、原料産品を

輸出し、織物、機械類等加工物を輸入し

外務省

RB'-0573

0077

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

より、北米分材は、輸出品は、主として、^{繊維} 繊維物、
農産物等の原料であり、その見返りは、機械等の
加工物等に輸入されてゐる。貿易相手は、北米
中米、ソ連等の主要な諸国、南に、73ヶ国、米は、
日本への主たるものである。
南北米分材への対する外国援助 ^{主として} は
南に對する追加の援助 ^は 1955~1958 年
年度の累計は、9億5000万ドルに達した。
北に對する、中米、ソ連援助の対比は、
1955~1959 年 ^{の累計} は、約7億ドルに達した。
これは、~~南北~~ 南北米分材の各々、1958 年度
の輸入に占める割合は、主として、
外務省

南米分材は、44%、北米分材は、33%と
なり、このうち、自国を財政の維持 ^{為に}、外口換
却に、大きく依存してゐる実情は、大差ないといつても
出来る。
日本の経済協力の可能性は、
南に、水産物、糖、肉類輸入の需要が、増え
有るものと見られる。漆、塩、硫磺、砂糖等がある。
その他、今年予算、技術援助指導に、ついても、具体化
が進んでゐる。相当の可能性があると見られる。
日本は、北米分材間にも、貿易協定は、民間ベースの
契約に、ある程度推進してゐるが、外交関係
からの、現段階に於いては、投資、安全性、利益確保

外務省

RB'-0573

0078

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan
国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

の確実性、多額の日本人の長期滞在等には要した

合年予算等、各所協力に、勿論現に考之泳び、

外務省

VI 対外関係

北シエム政権は ~~共産主義的~~ 12ヶ国共和政

権により正式承認しては居るが、南シエム政府は世界の

49ヶ国により正式承認を受けて居る。また、南シエム

は国連加盟国ではないが、国連の各種専門機

関のメンバーとして国際的に活動して居る。

また、わが国と正式外交関係を有して居るのは勿論

南シエムである。

外務省

RB'-0573

0079

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

IV 結論

北グアムに関する正確な情報は充分入手し
 得ないので、その実力を適量確に把握することは極めて
 困難であり、従って南北グアムの実力を
 単純に比較することは必ずしも適当ではない。
 しかしわれわれの知り得る限りでは、南北グアム
 は政体や経済の性質は異なり、その実力には大
 差がないのではないかと考えられる。

外務省

五六一九	農民、右要求を閣議代表 に手交 政府弾圧開始	農民、右要求を閣議代表 に手交 政府弾圧開始	農民、右要求を閣議代表 に手交 政府弾圧開始
五六二一 一八	農民約三千名大集会開き反 乱を起す 政府軍約二ヶ師団出動 政府側、農民側約死者数 約二千名	農民約三千名大集会開き反 乱を起す 政府軍約二ヶ師団出動 政府側、農民側約死者数 約二千名	農民約三千名大集会開き反 乱を起す 政府軍約二ヶ師団出動 政府側、農民側約死者数 約二千名
五六二〇 二九	労働党コミニケ発表	労働党コミニケ発表	労働党コミニケ発表

- (1) 土地改革によつて、グアムに連
綿あるいは流刑に処された家族の解放
- (2) 土地改革の適用に当り不当に没収され
た財産の返還
- (3) 国内の情勢について報道を受ける権利
- (4) 南グアムに移住する権利

グアム労働党中央執行委員会書記
長サムエル・ジョン、党中央執行委員会
員ホー・ビエン・タン、党中央執行委員
員中央執行委員会書記局書記レー・ヴァン
ムオン、責任を問われ失脚

RB'-0573

0080

1951年桑港条約調印当時
のインドシナの情勢

- (I) バオダイ軍及び仏軍はヴィエトミンの中核地帯たるトンキン・デルタ地帯（ハノイを含む）を支配していた。但し、夜間はホー・チー。ミン軍のゲリラ部隊の活動が活潑だった。
- (II) 中、南部では、一部山岳地帯を除き、バオダイ側が支配権を握っていた。

事件経緯

(一) 暴動発生地

北ヴィエトナムにおける暴動の発生（一九五六年十一月末）と弾圧

北ヴィエトナムヴィン市北方二十四キロにある数ヶ村一帯

年月日	事項	項	備考
五六二、初旬	北越労働党中央委員会前記 蘭村住民に密書を送る		
	北越政府、土地改革工作隊 幹部と地域内の人民との合 同集会開催を命令 農民側右命令を拒否、工作 隊幹部の暗殺遂行政府軍隊		土地改革に対する農民の反感、米不足に 対する不安、警察政治に対する不満に対 し「人民に対して行われた誤りを修正し、 その犠牲となつた者には補償を行わなけ ればならない」旨説明

1951年桑港条約調印当時
におけるヴェトナムの政治
軍事情勢

月 日	政治情勢	軍事情勢
1950 12.26		ホー・チー・ミン軍、トン キン・デルタの仏防衛線に 対し攻撃を開始
1951 1. 初		仏軍、モンカイ(ハノイ東 北)地区方面で反撃に出、 成功
1.13 } 17		ホー・チー・ミン軍ハノイ 周辺約30マイルにわたる 仏軍防衛線に対し正面攻撃 を加う
2.18	チヤン・ヴァン・フウ内閣 顔振れ公表、その後組閣難 航	
3. 3	チヤン・ヴァン・フウ内閣 正式成立、越南民族連合戦	

憲成立(ホー側の対仏抗争
民族統一戦線強化
3.17 仏国防最高委員会
インドシナへの兵力増派を
決定(約1万3,000)

RB'-0573

0082

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

3.26 未	ホー軍、ハノイからホンゲ イに至る 仏軍ポストに攻撃再開
3.28 オリオール仏大統領ワシ ントンを訪問	米国、在仏印、仏空軍力増 強のため援助強化
4.4 5	ホー軍、ハノイからホンゲ イに至る 仏軍ポストを攻撃以後ゲリ ラ作戦に転ず
5.28 6.18	ホー軍、ハノイ南方のデル タ地帯に対し攻撃を加う
7.15	バオダイ元首、ハノイにお いて動員令に署名 (南越防衛のために必要な あらゆる資産、資源、人員 を政府の自由裁量に委ねる)
7.20	米國務省関係50国に桑港 会議、参加招請状発す

8.2	バオダイ政府、仏高等弁務 官を通じ会議参加希望の公 式要請書を米國務省に送る
8.22	在サイゴン米代理公式イン ドシナ3国に対日平和会議 への正式招請状を手交
9.6	チャン・ヴァン・フウ首相 演説す
9.18	チャン・ヴァン・フウ首相 対日賠償請求額20億ドル を要求する旨言明
9.23	在仏印軍総司令官ワシント ン訪問米軍事援助の増強を 決定
9.27	ホー軍、ハノイ西北方にお いて秋期攻勢開始
10.14	仏軍、本攻勢を阻止、逆に ハイノ西南40マイルの本 一軍要衝ホアビンを占領

RB'-0573

0083

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

11.23	チャン、ヴァン、フラ首相 訪仏、仏連合最高理事会越 南の国連加盟申請決定	
12初旬		ホー軍、ホアビン奪回攻撃 を開始、これ又阻止さる

(参考資料)

“ベトナム共和国政府をベトナムの
唯一の適法な政府として承認する
英国政府文書”

(1) 文書名：“ベトナムとジュネーブ協定”
(1956年4月5日にロンドンで南催の
英ソ両国政府代表間の討議に關
するドキュメント集)

(2) 同文書中に収録の1956年5月8日付
両ベトナム宛英ソ両ジュネーブ会議
共同議長国メッセージの表題及び
テキスト中にベトナム民主共和国政府の
語を使用しているが、その但書において
下記のとおり述べている。

外務省

RB'-0573

0004

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan
 国立公文書館 アジア歴史資料センター
 Japan Center for Asian Historical Records
 National Archives of Japan

“本メッセージの表題及び文中には

「ヴェトナム民主共和国」と引用して

あるが、これはジュネーブ会議

最終宣言の12条に規定する義務

に従い、ヴェトナム共和国政府

をヴェトナムの唯一の適法な政府

として承認する英政府の政策から

有人ら逸脱することを意味する

ものではない。”

外務省

Title: Message from the two

Co-Chairmen of the Geneva

Conference on Indo-China

to the Governments of the

Democratic Republic of

Vietnam and the Republic of

Vietnam

Text: 4. Prompted by their desire

to strengthen peace in Indo-China

on the basis of the principles and

provisions of the Geneva

Agreements, the Co-Chairmen

外務省

RB'-0573

0085

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

strongly urge the authorities of the
Democratic Republic of Vietnam
and those of the Republic of
Vietnam -----

Foot Note: The references in the title
and text of this message to the
"Democratic Republic of Vietnam"
do not involve any departure
from the policy of Her Majesty's
Government in recognising,
in accordance with their

外務省

obligations under Article 12 of
the Final Declaration of the
Geneva Conference, the Government
of the Republic of Vietnam as the
only legal Government of
Vietnam.

外務省

RB'-0573

0086

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

Rules of Procedure
Section VII, Participants

Art. 8.

Co-signature of the Treaty of Peace with Japan does not, as between Allied Powers (as defined in Treaty), imply recognition of any state or government to which any signatory has not previously extended recognition.

議事規則

第八條

日本国との平和条約に共に署名したる連合軍(条約に定義されたところ)内には、署名国が従来承認したる日本国との政府の承認を意味しない。

外務省

Confidential

公文 1177-12 附 2

Foreign Office Document

(a) Her Majesty's Government have not in any way recognised the Viet Minh by the retention of a consular post in Hanoi. The only Government in Viet Nam recognised by Her Majesty's Government is that of Saigon, recognised on February 8, 1950.

(b) By the retention of a consular post in Northern Viet Nam Her Majesty's Government are demonstrating their adherence to the principle of Vietnamese unity to which they subscribed in the Declaration issued by the Geneva Conference.

英国がハノイに総領事館を置くことについては、同国の Foreign Office document に記述されているところ。但し、この document を refer することは英国政府の好まぬところである。

RB'-0573

0087

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

(参考資料)

“ ヴィエトナム共和国政府をヴィエトナム
の唯一の合法政府とする 日本政府
の立場に関する ヴィエトナム紙論説 ”

(I) 1959年10月20日付 タイムズ紙のヴィエトナム
紙(英字紙)社説抜萃

「サイゴン政府の合法的地位は、

共和国を承認している世界の

51カ国の政府によって保証されて

おり、その中には、ヴィエトナム共和

国に外交上の承認を与えた

最初の国々の一つとして日本

が含まれている。」

外務省

Editorial

20/10/59

(I)

The legal status of the Saigon
Government is vouched for by 51
governments of the world which now
recognize the Republic, including
Japan which was one of the first
countries to extend diplomatic
recognition to the Republic of Viet
Nam.

外務省

RB'-0573

0088

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

(I) 1959年10月24日付、タイムズ・オブ・インディア
紙(英字紙)社説抜萃

「日本政府は、今まで幾度もインディア

共和国がわが国の唯一の合法的

政府であると考える旨繰返し述べ

ている。しかも、単に日本政府だけが

かかる立場をとっているのではない、

他に60以上国以上の国々も又、同じ

立場を取っていることもつけ加

えねばならない。」

外務省

Editorial

24/10/59

(I) A Test of Japan's Good Faith

..... The Japanese Government
has repeated many times that it
considers the Republic of Vietnam to
be the only legal government of this
country. It should be added that
Japan is not the only government
to have adopted this position.

Over 60 other countries have done so.
.....

外務省

RB'-0573

0089

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

LA CONDITION JURIDIQUE DU NORD VIET-NAM

Hubert THIERRY

Le Gouvernement de M. Ho Chi Minh ne peut certainement pas être considéré comme un gouvernement étatique. En revanche, le règlement intervenu à l'issue de la Conférence de Genève de l'été 1954, à laquelle ont participé les principaux Etats intéressés au rétablissement de la paix en Indochine, a eu pour effet d'assurer à ce gouvernement une autorité exclusive sur une zone provisoirement délimitée du Viet-Nam et dans l'ordre international de lui conférer certaines compétences opposables aux Etats tiers. Ceux-ci, cependant, entretiennent avec le gouvernement nord-vietnamien des relations plus ou moins étendues et dont la nature juridique varie selon l'attitude politique de ces Etats à l'égard du régime établi au Nord Viet-Nam.

La "République Démocratique du Viet-Nam" formée dès 1945 et dont l'organisation s'est développée au cours de la guerre d'Indochine, a aujourd'hui pleine autorité sur la zone délimitée par l'accord d'armistice signé à Genève

le

(*) Hubert Thierry, Professeur agrégé à la Faculté de Droit de Grenoble. Le Statut constitutionnel et international de la Birmanie. Thèse, Paris, 1951.

- 2 -

le 20 juillet 1954 (1). La commission internationale instituée par cet accord n'a pas compétence pour exercer un contrôle politique au Nord Viet-Nam. Sous la "surveillance" de cette commission, les autorités nord-vietnamiennes ont, jusqu'à présent exécuté de manière dans l'ensemble satisfaisante les clauses de l'armistice (2). Tous les services publics après transfert sont assurés par le gouvernement nord-vietnamien qui met en oeuvre d'importantes réformes législatives, notamment dans le domaine agraire. Les forces françaises ayant évacué l'ensemble de la zone nord du Viet-Nam, et en dernier Haïphong le 13 mai 1955, seules les forces armées de la "République Démocratique" stationnent au nord de la ligne de démarcation. Enfin la Banque Nationale de la République Démocratique, créée au lendemain des accords de Genève, émet une monnaie nord-vietnamienne qui a seule cours légal depuis le 30 novembre 1954.

Ces éléments suffisent à démontrer l'effectivité du pouvoir politique et administratif exercé par le gouvernement du Nord Viet-Nam.

Cette

(1) Documentation Française. Notes et Etudes Documentaires, n° 1909.

(2) Cf.: 1^{er} et 2^e Rapports de la Commission de Supervision et de Contrôle au Viet-Nam, CMD 9461. La conclusion du 1^{er} rapport porte (n° 118): "Despite difficulties of communication, frayed tempers due to eight years of strife and differences in the degrees of effectiveness of administration in various parts of Viet-Nam, the provisions of the Agreement which are of a military or semimilitary nature have on the whole been carried out according to time schedules and direction given in the Agreement."

RB'-0573

0090

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

Cette effectivité, cependant, dans l'exercice des compétences internes, ne comporte pas de conséquences immédiates sur le plan du Droit international et d'autres données doivent être prises en considération afin de définir le statut international du Nord Viet-Nam.

Les accords de Genève donnent, en effet, à ce statut un caractère essentiellement provisoire, tandis que le contenu de celui-ci dépend des positions politiques adoptées par les Etats tiers.

L'accord sur la cessation des hostilités au Viet-Nam, signé à Genève le 20 juillet 1954, n'a en aucune façon établi un partage politique définitif du territoire vietnamien et ne prévoit qu'un "modus vivendi" temporaire en attendant les élections, prévues pour le mois de juillet 1956, qui doivent assurer l'unité du Viet-Nam. Dans plusieurs articles de la convention d'armistice (articles 1, 3, 4) la ligne qui délimite aujourd'hui les zones respectives du Nord et du Sud Viet-Nam est désignée comme "ligne de démarcation militaire provisoire". L'article 14 de cet accord qui prévoit des "Mesures politiques et administratives dans les deux zones de regroupement de part et d'autre de la ligne de démarcation militaire provisoire" porte, dans son paragraphe a: "En attendant les élections générales qui réaliseront l'unité du Viet-Nam, l'administration civile dans chaque zone

de

de regroupement est assurée par la partie dont les forces doivent être regroupées aux termes du présent accord."

Enfin la Déclaration finale de la conférence de Genève (3) (21 juillet 1954) énonce dans son article 6: "La conférence constate que l'accord relatif au Viet-Nam a pour but essentiel de régler les questions militaires en vue de mettre fin aux hostilités, et que la ligne de démarcation militaire est une ligne provisoire et ne saurait en aucune façon être interprétée comme constituant une limite politique ou territoriale".

Il apparaît ainsi nettement que l'autorité du gouvernement de la République Démocratique s'exerce sur un territoire dont la délimitation conserve un caractère strictement militaire, tandis que les données politiques sur lesquelles cette autorité est fondée sont susceptibles d'être remises en question lors des élections de 1956.

Sur le plan des relations internationales, il convient de distinguer les rapports du Nord Viet-Nam avec les Etats du bloc communiste d'une part, avec les Etats-Unis et la France d'autre part.

La

(3) Documentation française. Notes et Etudes Documentaires,
n° 1901.

La "République Démocratique du Viet-Nam", qui a sans doute souhaité, à un certain moment, éviter des liens trop apparents avec les gouvernements du bloc soviétique, entretient, cependant, avec les Etats communistes des relations diplomatiques normales et réciproques. On sait que la Chine, la Pologne, la Tchécoslovaquie, l'Allemagne orientale, ont accredité des Ambassadeurs auprès du gouvernement nord-vietnamien. Le premier ambassadeur soviétique au Nord Viet-Nam, M. Lavritchev, était installé à Hanoï dès le 26 octobre 1954 (4). Un accord sino-vietnamien d'assistance technique en matière de transports et de télécommunications a été conclu le 24 décembre 1954, et un accord russo-vietnamien aurait été conclu à la suite du voyage de M. Ho Chi Minh à Moscou en juillet dernier.

A l'opposé, les relations du Nord Viet-Nam avec les Etats-Unis sont caractérisées par une manifestation américaine explicite de non-reconnaissance: le Département d'Etat a, en effet, déclaré en octobre 1954 que le consulat américain à Hanoï resterait provisoirement ouvert, mais que ce fait n'impliquait en aucune façon reconnaissance du gouvernement nord vietnamien, puisque selon le point de vue du gouvernement des Etats-Unis, le gouvernement de Saïgon auprès duquel

le

(4) Le Monde, 30 décembre 1954.

le consul était accredité demeure "le seul gouvernement légal du Viet-Nam" (5).

La position française à l'égard du Viet-Nam est, semble-t-il, intermédiaire entre l'attitude des Etats du bloc soviétique et celle des Etats-Unis.

Avant les accords de Genève la France refusait toute existence juridique au "parti Viet Minh" insurgé contre l'autorité légitime au Viet-Nam (6).

Aujourd'hui encore la France est liée au Sud Viet-Nam (Etat associé dans l'Union Française), dont la souveraineté réaffirmée par les conventions bilatérales du 30 décembre 1954 (7) s'étend en principe à l'ensemble du territoire vietnamien. L'orientation générale de la politique extérieure française exclut par ailleurs toute action qui tendrait à renforcer la situation juridique du Nord Viet-Nam.

Ainsi depuis 1954 les problèmes qui se posent en fait entre la France et le Nord Viet-Nam ont été réglés au moyen d'accords techniques et d'engagements réciproques conclus "sur place" et

dont

- (5) Cf.: Keesing's contemporary Archives, 11-18 juin 1955, p. 14.253. Cette publication indique également que le gouvernement vietnamien a annoncé le 28 octobre 1954 qu'il ne reconnaissait pas le consulat américain et considérait l'attitude des Etats-Unis comme "totale-ment contraire aux accords de Genève". Aucune action cependant n'a été entreprise contre le consulat.
- (6) Cf.: Déclaration de M. Hoppenot au Conseil de Sécurité le 18 septembre 1952. P.V. du Conseil de Sécurité à cette date.
- (7) Documentation française. Notes et Etudes Documentaires, n° 1973.

dont la portée internationale est aussi réduite que possible.

Aussi convient-il se souligner: 1° que les relations franco-vietnamiennes demeurent essentiellement définies par l'échange de lettres du 21 juillet 1954 entre MM. Mendès-France et Pham Van Dong; 2° que la France entretient une "Délégation générale" auprès du Nord Viet-Nam, mais que la "Mission Sainteny" n'a pas le caractère d'une mission diplomatique; 3° que, jusqu'à présent, aucun accord "de gouvernement à gouvernement" n'a été conclu entre la France et le Nord Viet-Nam:

1° Afin de régler le sort des personnes et des intérêts matériels et intellectuels français au Nord Viet-Nam, un "échange de lettres" est intervenu à l'issue de la conférence de Genève "entre M. Pham Van Dong, chef de la Délégation du gouvernement de la République Démocratique du Viet-Nam, et M. Pierre Mendès-France, chef de la Délégation du gouvernement de la République Française, sur les relations économiques et culturelles" (8).

(8) Le texte de la lettre est donné ci-dessous (Documentation française, ND. 1901).

I. — LETTRE DE M. PHAM VAN DONG

Genève, le 21 juillet 1954.

M. Pham Van Dong, Vice-premier ministre des Affaires étrangères par intérim du gouvernement de la République démocratique Vietnam, chef de la délégation du gouvernement de la République démocratique du Vietnam à la Conférence de Genève, à M. Pierre Mendès-France, président du Conseil et Ministre des Affaires

étrangères

étrangères du gouvernement de la République française, chef de la délégation du gouvernement de la République française, à la Conférence de Genève.

Monsieur le Président,

En me basant sur la déclaration et les propositions que j'ai faites au nom de mon gouvernement à la séance plénière du 10 mai 1954, j'ai l'honneur de vous confirmer que dans ses relations économiques et culturelles avec la France, le gouvernement de la République démocratique du Vietnam observera les principes suivants:

Les personnes qui sortiront d'une zone de regroupement ne rencontreront de la part des autorités responsable de cette zone aucun obstacle de droit ou de fait à leur départ.

Dans les régions évacuées par les forces de l'une ou l'autre partie, en conséquence de l'accord sur la cessation des hostilités, les installations nécessaires au fonctionnement des services publics industriels seront maintenues.

La propriété des biens et des entreprises sera sauvegardée et respectée.

Les entreprises commerciales et industrielles situées dans chacune des zones prévues pour le regroupement des forces de l'une ou l'autre partie pourront, si elles le désirent, poursuivre sans entraves leurs activités; à cet égard, celles-ci pourront choisir librement leurs collaborateurs, acquérir et utiliser sans entraves les biens, meubles et immeubles, qui sont nécessaires à leurs activités et ne devront faire l'objet d'aucune mesure discriminatoire en matière législative, administrative, fiscale et juridictionnelle.

En cas de réquisition, d'expropriation et de retrait de concession, les intérêts légitimes des ressortissants français seront pris en considération.

Le gouvernement de la République démocratique du Vietnam affirme également qu'il prendra toutes les mesures nécessaires pour que les établissements culturels français puissent continuer à fonctionner et qu'il est prêt à s'entendre avec le gouvernement de la République française sur les problèmes particuliers qui pourraient se poser à cet égard.

Veillez agréer, Monsieur le Président, l'expression de ma haute considération.

2.

2. — LETTRE DE M. P. MENDES-FRANCE

Genève, le 21 juillet 1954.

Monsieur le Président,

J'ai l'honneur d'accuser réception de votre lettre du 21 juillet 1954 ainsi conçue:

(Reproduction de la lettre de M. Pham Van Dong.)

J'ai l'honneur de prendre acte des termes de votre lettre qui me donne l'occasion de vous rappeler que tous les Vietnamiens résidant en France bénéficiaient déjà de garanties analogues.

Veillez agréer, Monsieur le Président, l'expression de ma haute considération.

La lettre de M. Pham Van Dong énonce: "En me basant sur la déclaration et les propositions que j'ai faites au nom de mon gouvernement à la séance plénière du 10 mai 1954, j'ai l'honneur de vous confirmer que, dans ses relations économiques et culturelles avec la France, le gouvernement de la République Démocratique du Viet-Nam observera les principes suivants:..." (ces principes comportent un certain nombre d'engagements du gouvernement vietnamien, afin d'assurer la protection des personnes et des biens français). La lettre de M. Mendès-France reprend les termes de la lettre de M. Pham Van Dong: "En me basant sur la déclaration et les propositions que j'ai faites au nom de mon gouvernement à la séance plénière du 10 mai 1954, j'ai l'honneur de vous confirmer que, dans ses relations économiques et culturelles avec la France, le gouvernement de la République Démocratique du Viet-Nam observera les principes suivants:..."

Il résulte de cet échange de lettres, et particulièrement de la lettre de M. Mendès-France prenant acte des engagements pris par le gouvernement de la République Démocratique du Viet-Nam, nommé désigné comme tel, que la France reconnaît, à tout le moins, compétence à ce gouvernement pour exécuter l'accord ainsi intervenu. Celui-ci manifeste, de plus, la volonté du gouvernement

RB'-0573

0094

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

gouvernement français de régler avec le gouvernement de la République Démocratique les problèmes d'intérêt commun.

Compte tenu du mécanisme général des accords de Genève, et de l'acceptation du partage provisoire du Viet-Nam par les Etats signataires de la Déclaration finale du 21 juillet 1954, on peut considérer qu'ont été établies ainsi des relations franco-vietnamiennes analogues, quant à leur nature juridique, à celles qui résultent normalement de la reconnaissance de facto d'un gouvernement nouveau (9).

2° Depuis le 17 décembre 1954, M. Sainteny, "Délégué général de la République Française au Viet-Nam", dont la situation n'avait pas été dès l'abord précisée, est officiellement accrédité, sinon auprès du gouvernement du Nord Viet-Nam, du moins auprès du "Président de la République Démocratique du Nord Viet-Nam".

La presse française (10) a, en effet, annoncé le 18 décembre 1954 qu'un communiqué officiel publié à Hanoï indiquait que M. Jean Sainteny, Délégué général du gouvernement français,

avait

(9) La reconnaissance de facto peut être définie: "Une reconnaissance provisoire ou limitée à certains aspects juridiques." Voir résolution de l'Institut de Droit International, Annuaire avril 1936, vol. 2, p. 300.

(10) Le Monde, 18 décembre 1954.

avait remis, la veille, une lettre de M. Pierre Mendès-France l'accréditant auprès du Président de la République Démocratique du Viet-Nam.

Le titre officiel de M. Sainteny, comme les modalités de son accréditement, montrent suffisamment qu'il n'exerce pas de fonctions, à proprement parler, diplomatiques. Il convient, par ailleurs, de noter que le Délégué général est dépourvu de pouvoirs consulaires et qu'il n'y a pas actuellement de représentation officielle du Nord Viet-Nam auprès du gouvernement français.

3° La présence d'avant-garde de la "mission Sainteny" à Hanoï a eu, jusqu'à présent, pour résultat d'assurer le règlement de plusieurs problèmes concernant l'activité française au Nord Viet-Nam. Un certain nombre d'actes bilatéraux comportant des engagements de la part d'autorités françaises et vietnamiennes sont intervenus. Principalement, il convient de faire état de l'accord intervenu entre le gouvernement vietnamien et l'Institut Pasteur à Hanoï, le 3 décembre 1954, relatif au fonctionnement et au financement de cet organisme; des protocoles d'accord, du 7 décembre 1954, entre le gouvernement vietnamien et le Délégué général de la République Française sur la marche des services publics (concernant la fourniture de courant électrique à

Haiphong

Haiphong et la présence de techniciens français dans les services publics vietnamiens); du communiqué commun publié le 10 décembre 1954 par une Délégation d'experts économiques de la République Démocratique du Viet-Nam et une Délégation d'experts économiques français, qui se sont mis d'accord sur certains points relatifs à la continuation du fonctionnement des entreprises existantes au Nord Viet-Nam; du protocole d'accord entre le gouvernement d'Hanoi et la Société des Charbonnages du Tonkin, en date du 9 avril 1955, relatif au transfert des installations et à l'indemnisation de la société française.

Tous ces documents ont été mentionnés par la presse française et vietnamienne, mais on ne peut pas considérer comme des accords internationaux des engagements intervenus entre le gouvernement vietnamien et des organismes, publics ou privés, qui n'ont pas un caractère gouvernemental. Il apparaît nettement que, jusqu'à présent tout au moins, aucun traité, au sens du Droit international, entre la France et la République Démocratique du Viet-Nam, n'a été conclu. Un tel traité engageant l'Etat français impliquerait reconnaissance "de jure" du gouvernement vietnamien, ou tout au moins pourrait être interprété ainsi en l'absence de déclaration explicite en sens contraire (11).

(11) LAUTERPACHT soutient que la conclusion d'un traité avec un gouvernement non reconnu n'implique pas nécessairement reconnaissance ipso facto de celui-ci. (LAUTERPACHT,

Recognition

Recognition in International Law, 1948, p. 375).
M. CHARPENTIER, dans sa thèse sur La Reconnaissance Internationale et l'Evolution du Droit des Gens, cite différents exemples de traités conclus avec des gouvernements non reconnus (voir p. 85).

Nous pensons cependant qu'il serait paradoxal de ne pas admettre que la conclusion d'un traité, surtout s'il s'agit d'un traité politique, avec un gouvernement de fait, n'implique pas reconnaissance implicite de celui-ci.

Aussi nous pensons que, jusqu'à présent tout au moins, ni la présence de la "mission Sainteny" à Hanoi, ni les accords passés par le Sud Viet-Nam avec des autorités françaises, n'ont eu pour effet de modifier la nature des rapports franco-vietnamiens qui demeurent définis par les termes de l'échange de lettres du 21 juillet 1954.

Ainsi le gouvernement de M. Ho Chi Minh n'est-il pas connu ou reconnu de la même manière par tous les Etats de la communauté internationale; vis-à-vis des Etats du bloc soviétique il a une existence juridique nettement affirmée. Ignoré autant que possible par le gouvernement américain, il est reconnu de facto par la France.

Une telle situation, juridiquement confuse, reflète le caractère essentiellement politique de l'attitude des Etats tiers devant un tel fait que le partage d'un territoire entre deux autorités politiquement concurrentes. Il apparaît

cependant

cependant que ces Etats ne peuvent pas se soustraire complètement aux conséquences d'une réalité concrétisée et acceptée par eux lorsqu'il s'est agi de mettre fin aux hostilités au Viet-Nam.

北越は、全く加入していない。

^{北越}
北越の加入状況 (the Republic of Viet-Nam) の国際機関加入状況

- ✓ (1) 国際労働機関 (ILO) -
1950.6.21 加入
- ✓ (2) 国際食糧農業機関 (FAO) -
1950.11.11 加入
- ✓ (3) 国際教育文化機関 (UNESCO) -
^{代理}
1951.7.6 加入
- ✓ (4) 世界保健機関 (WHO) -
1950.5.17 加入
- ✓ (5) 国際復興開発銀行 (IBRD) -
1956.7.21 加入
- (6) 国際金融公社 (IFC) -
(未加入)

外務省

RB'-0573

0097

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

- ✓ (7) 国際通貨基金 (IMF) -
1956. 9. 21. 加入
- ✓ (8) 国際民間航空機関 (ICAO) -
1954. 11. 19. 加入
- (9) 政府間海事移住機関 (IMCO) -
(未加入)
- (10) 万国郵便連合 (UPU) -
1876年仏独協定, 1899年仏独協定に
加入。1951年10月 ヴェトナムに加入。
1957年万国郵便連合に加入。1957. 10. 3
（未批准）
- ✓ (11) 国際電信連合 (ITU)
1955. 12. 31. 加入
- ✓ (12) 世界気象機関 (WMO)
1955. 3. 2. 加入
- ✓ (13) 国際原子力機関 (IAEA)
1957. 9. 24. 未批准

外務省

1949年3月2日の仏連合
大統領と保大帝との交換公文
(ヴェトナム国と仏連合と
の関係の細目を規定) 軍事問
題実施のための1949年/
2月30日の細目協定

南東アジア類

(I) 本件細目協定は下記3協定より構成されて

いる。

- a 仏越軍事協定 (Convention Militaire Franco-Vietnamienne)
- b 暫定軍事協定としての特別協定 (Accord Particulier pour servir de Convention Militaire Provisoire)
- c 基地及び兵營の地位に関する協定 (Statut des Bases et Garnisons)

RB'-0573



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

(II) 仏越軍事協定 (Convention Militaire Franco-Vietnamienne) は 4 篇 25 条より成り、1949年3月8日の交換公文中軍事問題に関する規定の細目を定めているが、その主要規定下記のとおり。

1. 第1篇：ヴィエトナム国軍と仏連合軍との相互協力関係

イ、ヴィエトナム国軍（陸、海、空）はヴィエトナム国籍を有するものにより構成され、ヴィエトナム及び仏連合防衛のため仏連合軍と協力するが（第1条）、戦時における協力促進のためヴィエトナム軍の内部構成はできる限り、仏連合軍のそれに近いものとし、かつヴィエトナム駐留仏連合軍の人員数は別の協定で定め

定期的に再検討する（第2条）

ロ、仏政府はヴィエトナム政府の要請に基づきヴィエトナム軍に武器を供給し（第5条）、また軍事使節団を派遣する（第7条）

2. 第2篇第1章：ヴィエトナム駐留仏連合軍に関する規定

イ、ヴィエトナム及び仏連合の防衛のため仏連合軍はヴィエトナム領域に駐留し、基地、兵管及びそのステイタス等の細目は別の協定（上記 Status des Bases et Garnisons）で定める（第9条）

ロ、平時における仏駐留軍の人員数は別の協定により定める（第8条）

3. 第2篇第2章：ヴィエトナム駐留仏連合

軍に編入されるヴィエ
トナム人に関する規定

- イ、仏連合軍に編入されるヴィエトナム人の人数は仏高等辨務官の提案により、毎年両国政府の間の合意に基き決定される。これらヴィエトナム人は原則として志願によるものとし、ヴィエトナム政府はその募集に援助を与え、かつ志願により必要数が得られなかつた際の補充人員の募集に援助を与える(第14条)
- ロ、仏連合軍所属のヴィエトナム人士官、下士官は仏政府の承認を得て、ヴィエトナム軍内において服務することができ、同様にヴィエトナム軍所属士官下士官はヴィエトナム政府の同意を得て、仏連合

軍内において服務することができる(第16条)

仏連合軍内で軍務に服していたヴィエトナム人は退役後仏連合軍の予備役に編入され、その再召集は動員計画に定められた方式に従いヴィエトナム政府により行われる(第14条)

4 第3篇：常設軍事委員会 (Comité Militaire Permanent) に関する規定

- イ、戦時における強力な共同行動がとれるようヴィエトナム軍、仏連合軍の参謀により構成される常設軍事委員会を平時より構成しておくものとする(第17条)
- ロ、常設軍事委員会はヴィエトナム軍と仏

RB'-0573

0100

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

連合軍との間の共同防衛と軍事協力計画を準備し、かつ、平時においても両軍の間の連絡を保持し、(第17条) ヴィエトナム政府及び仏高等弁務官に対し責任を有する(第18条)

ハ、同委員会は上記2の他に下記事項についての全ての措置の検討を行う(第18条)

1. 動員計画の準備
2. 共同防衛計画のために平時において遂行さるべき事業計画の樹立
3. ヴィエトナム軍と仏連合軍との全般的組織の調整
4. あらゆる性質の資材の供給
5. 仏連合軍内で服務すべきヴィエトナ

ム人の募集

等々、、、、

ニ、戦時においては、全ての防衛手段(特にヴィエトナム軍及び仏連合軍)は共通のものでされ、常設軍事委員会は1949年3月8日の協定により設けられる合同参謀本部(3月8日協定によれば、この参謀本部の指揮命令は仏軍将官が行うこととなっており、かつ、参謀本部の長の一人はヴィエトナム人でなければならぬこととなっている。)の中核体となるものとする。

ホ、戒厳令の布告はヴィエトナム国家主席の権限とする。外国での戦争、ヴィエトナム国境又はヴィエトナム領域内におけ

RB'-0573

0101

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

る強力な武装団の集結から由来し、ヴィエトナム駐留の仏連合の安全に差し迫つた危険がある場合には、仏高等辨務官は、非常事態を宣言（警察権の軍当局への移管）することができる（第21条）

5. 第4篇：協定の適用に関する規定

1950年1月1日より適用される本協定の規定に関し、及びヴィエトナムの内部状況の推移が本協定の全面的発効を許すに至るまで適用される暫定措置に関し締結されるべき協定は別途作成される（第25条）

(四) 暫定軍事協定としての特別協定

(Accord Particulier pour servir de Convention Militaire Provisoire)

本協定は仏越軍事協定と同時に締結されたものであるが、同軍事協定の全面的発効に至るまでの暫定措置を規定している。

主要規定下記のとおり。

1. ヴィエトナム軍は未だ1949年3月8日の協定により委任された使命を独自に確保し得るに至っていない。従つて合意によりヴィエトナムの内部状況が軍事協定の発効を許し得るものと判断されるに至るまでは、仏最高司令官は、作戦遂行、秩序、安全の維持に責任を負うものとする。

仏最高司令官はこのため仏連合軍及びそ

の組織化に応じてヴィエトナム軍を使用し得る。

ヴィエトナム軍は平定作戦において漸次仏連合軍に代り、かつ、その数、訓練、幹部の充足の改善に応じて、その任務も拡大されるものとする。

ヴィエトナム軍は作戦計画の全体のうち内において漸次秩序の維持に責任を有するものとする（第5条）

2. 一方においてフランス高等弁務官及び軍最高司令官、他方においてヴィエトナム國家主席及び国防大臣により構成される最高委員会(Haut-Comité)を設置する。

同委員会は軍事協定の発効まで次の権限を有する。

イ、秩序の回復のためとるべき一般行動

ロ、領土の全部又は一部に及び、かつ民間行政権の軍当局への移管を伴う戒厳令の布告、但し仏連合軍の非常事態宣言についての決定は仏高等弁務官の権限に属する。（第6条）

ハノイ市及びハノイ省軍事顧問の署名と
新定軍事協定文書商

2

ETAT DU VIETNAM
Sa Majesté BAO-DAI

COPIE
SECRET

SAIGON, le 8 Décembre 1950

à Monsieur le HAUT COMMISSAIRE
de France en Indochine

S A I G O N

Monsieur le Haut Commissaire,

J'ai l'honneur de vous accuser réception de la lettre de ce jour précisant les modalités d'application de la nouvelle rédaction de l'Accord Particulier pour servir de Convention Militaire Provisoire du 30 décembre 1949 et rédigée comme suit:

"Le Haut Commandement Français, responsable de la conduite des opérations, conserve encore la haute responsabilité du maintien de l'ordre. Mais au fur et à mesure de la formation des Unités Vietnamiennes, sur demande du Gouvernement Vietnamien et après approbation du Haut Comité Militaire, des zones de pacification seront passées en toutes responsabilités à l'Armée Vietnamienne.

"dans un premier temps et dans la mesure où le développement de l'Aide Militaire Américain le permettra, trois Divisions légères d'Infanterie, et une division légère de Montagne, cette dernière étant destinée aux P.M.S.I. seront constituées au sein de l'Armée Vietnamienne. La composition, l'organisation, les dotations de ces grandes unités seront arrêtées par ailleurs.

"Le Gouvernement du Vietnam assume la charge des dépenses nécessitées pour la mise sur pied et pour l'entretien de son Armée Nationale et s'engage à affecter au financement de ses dépenses au moins 40 pourcent de ses recettes budgétaires.

"Les ressources ainsi dégagées apparaissent d'ores et déjà insuffisantes pour assumer les dépenses militaires du Vietnam en 1951 et afin de répondre à l'effort financier de votre Gouvernement, je prends de mon côté l'engagement de demander au Gouvernement de la République Française d'apporter son concours pour le financement de ces dépenses.

"En tout état de cause, les conditions de ce concours seraient définies dans un Pacte d'Assistance Militaire établi d'accord parties et valable à partir du 1er janvier 1951.

Les Centres Administratifs fonctionnant auprès des Missions d'organisation régionales de l'Armée Vietnamienne seront, dès que possible, remplacés par des organismes Vietnamiens.

La

- 2 -

La Garde Indochinoise des Provinces Méridionales du Centre-Vietnam passe effectivement sous l'autorité et l'administration du Gouvernement du Vietnam à la date du 1er janvier 1951.

Toutes dispositions réglant ce transfert devront toutefois être prises en accord avec le Haut Commandement Français, pour que ces personnels, qui, par leur statut particulier ou leur origine ethnique, ne pourraient être conservés après l'organisation, reçoivent de nouvelles affectations, et que le potentiel militaire des zones d'implantation des Unités de la Garde ne soit pas altéré.

J'ai l'honneur de vous donner mon accord sur le contenu et les termes de cette lettre.

Je suis convaincu qu'il est dans l'intérêt de nos deux pays que l'Armée Nationale du Vietnam soit mise rapidement sur pied afin d'être en mesure d'assumer son rôle tel qu'il est prévu à la première partie de la Convention Militaire. Je serais heureux que le Pacte d'Assistance Militaire soit en conséquence rapidement établi.

Votre lettre et cette réponse seront jointes sous le timbre confidentiel à l'Accord Particulier pour servir de Convention Militaire Provisoire.

Je vous prie d'agréer, Monsieur le Haut Commissaire, les assurances de ma très haute considération.

Signé : BAO-DAI

RB'-0573

0104

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

TEXTE SIGNE LE 30 DECEMBRE 1949

CONVENTION MILITAIRE FRANCO-VIETNAMIENNE

Sa Majesté BAO DAI, Chef de l'Etat du Vietnam
d'une part,

Monsieur Léon PIGNON, Haut-Commissaire de France en Indochine,
Représentant le Gouvernement de la République Française
d'autre part,

.....

1ère PARTIE -

ARTICLE 1 - Le Vietnam a son Armée Nationale, chargée du maintien de l'ordre, de la sécurité interne et de la défense de l'empire. Dans ce dernier cas, elle est éventuellement appuyée par les Forces de l'Union française.

L'Armée Vietnamienne participe également à la défense des frontières de l'Union Française contre tous ennemis extérieurs.

ARTICLE 2 - L'Armée Vietnamienne est composée de nationaux vietnamiens, encadrés par des Officiers vietnamiens.

Elle comprend :

- des Forces Terrestres composées d'unités de toutes Armes et de Services;
- des Forces Navales;
- des Forces Aériennes.

Pour faciliter la coopération en temps de guerre, la composition interne de l'Armée Vietnamienne sera aussi proche que possible de celle de l'Union Française stationnant au Vietnam sont fixés dans un accord particulier qui fera l'objet d'une révision périodique.

ARTICLE 3 - Les règles de l'Administration de l'Armée vietnamienne sont fixées par le Chef de l'Etat du Vietnam.

Toutefois, pour éviter une concurrence involontaire dans le recrutement, une consultation des autorités compétentes françaises et vietnamiennes aura lieu pour fixer initialement les barèmes de solde, indemnités, pensions, retraites et les règles d'avancement des cadres de l'Armée Vietnamienne. Ces

Autorités

- 2 -

Autorités se consulteront ultérieurement dans les mêmes conditions pour toute modification affectant ces barèmes et règles dans l'une ou l'autre des deux Armées.

ARTICLE 4 - L'Armée Vietnamienne est à la charge des budgets du Gouvernement du Vietnam.

ARTICLE 5 - Les commandes de matériel sont faites par le Gouvernement du Vietnam au Gouvernement de la République Française. Elles sont instruites par le Comité Militaire Permanent, à qui il appartient de déterminer les modalités de satisfaction à la commande et les délais de livraison.

Le Gouvernement de la République Française s'engage à ce que le matériel soit livré avec les mêmes conditions de recette et d'épreuve et les mêmes délais de garantie que pour l'Armée de l'Union Française.

ARTICLE 6 - Les jeunes gens de nationalité vietnamienne se destinant à la carrière militaire peuvent être admis sur concours, sans discrimination, aux Ecoles militaires françaises de formation.

Les cadres vietnamiens peuvent effectuer des stages d'information dans l'Armée de l'Union Française. Ils peuvent également, sans discrimination d'origine de formation, être admis en stage de perfectionnement dans les Ecoles d'application françaises;

Les officiers vietnamiens appelés soit à servir dans les Etats-Majors ou Services Techniques, soit à exercer un Commandement important, peuvent être admis par voie de concours ou à titre d'auditeurs libres dans les Ecoles Militaires Supérieures et Techniques Françaises.

ARTICLE 7 - Le Gouvernement de la République Française s'engage à satisfaire les besoins exprimés par le Gouvernement du Vietnam en instructeurs et techniciens militaires. Ceux-ci sont prélevés sur le personnel en service dans l'Armée de l'Union Française et placés dans la position hors-cadres. Ils constituent une Mission Militaire détachée auprès du Gouvernement du Vietnam pour faciliter l'instruction générale et technique de l'Armée Vietnamienne.

L'entretien de la Mission Militaire est à la charge du Vietnam.

Le Gouvernement du Vietnam adresse périodiquement au Chef de la Mission Militaire son appréciation sur les personnels militaires détachés auprès de lui.

.....

IIème

RB'-0573

0105

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

IIème PARTIE-

CHAPITRE I -

CHAPITRE II -

ARTICLE 14 - Les éléments Vietnamiens incorporés dans l'Armée de l'Union Française relèvent du Commandement français. Ils sont entièrement à la charge de l'Armée de l'Union Française et sont soumis aux règlements qui y sont en vigueur.

L'effectif de ces éléments est fixé annuellement sur proposition du Haut-Commissaire de France, par accord entre les deux Gouvernements. En principe, il est fait appel à des volontaires ayant obtenu l'autorisation préalable du Gouvernement du Vietnam, lequel apportera son concours à leur recrutement.

Si le contingent nécessaire n'a pu être obtenu parmi les seuls volontaires, le recrutement des effectifs complémentaires est effectué par les soins du Gouvernement du Vietnam. L'incorporation ne devient définitive qu'après acceptation par le Commandement de l'Armée de l'Union Française.

Dans la limite des besoins reconnus par les plans de mobilisation élaborés en fonction du plan de défense commune, les éléments vietnamiens ayant servi dans l'Armée de l'Union Française font partie des réserves de cette Armée lorsqu'ils ont quitté le service actif. Le rappel de ces réserves sera effectué par le Gouvernement du Vietnam suivant des modalités qui seront précisées dans les plans de mobilisation.

ARTICLE 15 - Les cadres vietnamiens de l'Armée de l'Union Française sont formés par les soins du Commandement Français.

Ils ont accès à tous les grades conformément aux règles d'avancement en vigueur dans l'Armée de l'Union Française. A égalité de grade et de qualification, ils assurent les mêmes commandements et fonctions que les cadres français.

ARTICLE 16 - Les Officiers et les Sous-Officiers Vietnamiens de l'Armée de l'Union Française peuvent, sur leur demande agréée et après avis favorable du Gouvernement de la République Française, servir dans l'Armée Vietnamienne.

De même les Officiers et Sous-officiers de l'Armée vietnamienne peuvent, sur leur demande agréée et après avis favorable du Gouvernement du Vietnam, servir dans l'Armée de l'Union Française.

Les

Les militaires vietnamiens de chaque Armée arrivant en fin de contrat peuvent se rengager dans l'une ou l'autre des deux Armées.

Tous les droits acquis dans l'une des deux Armées (essentiellement avancement, ancienneté, services, campagnes, retraites, pensions) sont reconnus et garantis par les deux gouvernements.

IIIème PARTIE -

ARTICLE 17 - Pour assurer une action commune immédiatement efficace en temps de guerre, un Comité Militaire Permanent, composé d'Officiers d'Etat-Major des deux Armées, est constitué dès le temps de paix, pour préparer un plan de défense commune et de coopération militaire entre l'Armée Vietnamienne et l'Armée de l'Union Française. En outre, il assure normalement en temps de paix la liaison permanente entre ces deux Armées.

Composé d'Officiers désignés par les Commandants des deux Armées, ce Comité est placé sous l'autorité directe de ces deux Autorités, de qui il, reçoit ses directives. Il est habilité à appeler en consultation tous experts civils ou militaires, de nationalité française ou vietnamienne, qu'il estime nécessaire.

Les autorités françaises et vietnamiennes donneront toutes facilités aux membres de ce Comité pour l'accomplissement de leurs missions sur toute l'étendue du territoire vietnamien.

ARTICLE 18 - Le Comité Militaire Permanent est chargé de préparer et de soumettre à l'approbation du Gouvernement du Vietnam et du Haut Commissaire de France les mesures propres à assurer la coopération du Vietnam avec la France et les autres membres de l'Union dans le cadre de l'organisation générale de l'Union Française en temps de guerre.

Dans la compétence de ce Comité Militaire Permanent est comprise plus particulièrement l'étude de toutes mesures destinées à :

- la préparation des divers plans de mobilisation,
- l'établissement du programme de travaux à exécuter en temps de paix, au titre des travaux publics, pour la préparation du plan de défense commune, y compris la proposition des mesures propres à permettre la réalisation de ce programme,
- l'harmonisation de l'organisation générale de l'Armée Vietnamienne avec celle des Forces de l'Union Française (règlement, administration, structure interne etc..),

- la

- la fourniture des matériels de toute nature,
- le recrutement des éléments vietnamiens appelés à servir dans les Forces de l'Union Française,
- l'instruction et l'entraînement en commun des deux Armées,
- la coordination des Transmissions,
- la coordination du Service du Chiffre,
- la coopération sportive
- la propagande et l'information militaire communes,
- des échanges de renseignements,

et d'une façon générale, à la satisfaction de tous les besoins d'aide réciproque que se doivent les deux Armées sur le Territoire vietnamien.

ARTICLE 19 - La composition détaillée du Comité Militaire Permanent est fixée, par accord particulier; cet accord détermine également la résidence de ce Comité.

Chacune des deux Armées supporte la charge complète de l'entretien de son personnel faisant partie de ce Comité.

.....

ARTICLE 21 - La déclaration de l'état de siège appartient au Chef de l'Etat du Vietnam.

En cas de péril imminent pour la sécurité des Forces de l'Union Française stationnées au Vietnam, résultant d'une guerre étrangère ou d'un rassemblement de fortes bandes armées aux frontières du Vietnam ou sur le territoire du Vietnam, le Haut Commissaire de France peut déclarer l'état d'alerte.

La déclaration de l'état d'alerte a pour effet de faire passer les pouvoirs de police dans la compétence des Autorités Militaires dans les zones où sont stationnées des Unités constituées de l'Armée de l'Union Française.

4ème PARTIE -

.....

ARTICLE 23 - Le Gouvernement du Vietnam reconnaît au Gouvernement de la République Française le droit d'assurer sur le Territoire

du

du Vietnam la conservation et l'entretien des cimetières militaires français ou des monuments historiques et religieux à caractère français.

Réciproquement le Gouvernement Français reconnaît au Vietnam le droit d'assurer en France et dans les Territoires d'Outre-Mer la conservation et l'entretien des cimetières Militaires Vietnamiens ou des monuments historiques et religieux à caractère vietnamien.

La liste de ces cimetières et monuments sera dressée d'un commun accord entre les Gouvernements Français et Vietnamien.

ARTICLE 24 - Tout échange relatif à la défense commune est soumis aux règles du secret militaire en vigueur dans les deux Armées.

ACCORD PARTICULIER POUR SERVIR DE CONVENTION
MILITAIRE PROVISOIRE DU 8 DECEMBRE 1950

Sa Majesté BAO DAI, Chef de l'Etat du Vietnam,
d'une part,
Monsieur Léon PIGNON, Haut-Commissaire de France en Indochine
Représentant le Gouvernement de la République Française,
d'autre part,

Sont convenus :

ARTICLE 1 - En raison de la mise sur pied effective de l'Armée Nationale du Vietnam, et dans le désir de lui confier progressivement et dès qu'elle pourra les assumer toutes les missions qui lui incombent, l'Accord Particulier pour servir de Convention Militaire Provisoire conclu le 30 Décembre 1949 et l'additif au dit accord en date du 25 Août 1950 sont abrogés et remplacés par les dispositions des articles qui suivent.

ARTICLE 2 - La première partie de la Convention Militaire Franco-Vietnamienne du 30 Décembre 1949 entre en vigueur.

Sont également applicables les articles : 14, 15, 16, 23 et 24 de la dite Convention ainsi que le deuxième alinéa de l'article 21.

ARTICLE 3 - Le Haut Comité créé à la date du 30 Décembre 1949 et composé :

- du Haut Commissaire de France et du Commandant en Chef
d'une part,
- du Chef de l'Etat du Vietnam et du Ministre de la Défense Nationale du Vietnam,
d'autre part,
reçoit dans sa compétence jusqu'à la mise en vigueur intégrale de la Convention Militaire;

- l'élaboration de directives concernant le rétablissement de l'ordre et la conduite générale des opérations sur le Territoire du Vietnam,

- la proclamation de l'Etat de Siège s'étendant à tout ou partie du Territoire et entraînant transfert de pouvoirs civils aux mains de l'autorité militaire, à l'exception toutefois des décisions prises en exécution des dispositions du 2ème alinéa de l'article 21 de la Convention militaire.

Pour assurer une action continue de ce Haut Comité, le Chef de l'Etat du Vietnam et le Haut Commissaire de France pourront se faire remplacer ou assister au sein de ce Haut Comité par des personnalités désignées par eux.

ARTICLE 4

- 2 -

ARTICLE 4 - Le Comité Militaire Permanent défini notamment aux articles 17 et 18 de la Convention Militaire est créé dans les conditions et avec les attributions prévues par ces articles.

Un Accord Particulier en fixera la composition et la résidence conformément aux dispositions de l'Article 19.

En conséquence, la Mission Militaire Française n'exercera plus que les attributions fixées par l'Article 7 de la Convention Militaire.

ARTICLE 5 - Les personnels destinés à l'encadrement provisoire de l'Armée Nationale sont mis après leur agrément par le Gouvernement Vietnamien à la disposition du Haut Commandement vietnamien.

Ces personnels placés dans la position "Hors Cadres" sont gérés à cet effet par la Mission Militaire Française et bénéficient d'un Statut fixé par le Gouvernement du Vietnam après accord du Gouvernement de la République Française.

ARTICLE 6 - Le Général Commandant en Chef les Forces Armées en Extrême-Orient exerce le Commandement Unique de toutes les Forces armées stationnées sur le Territoire du Vietnam.

Toutefois, tous les échelons de l'Armée Vietnamienne relèvent organiquement du Commandement Vietnamien.

En conséquence, au fur et à mesure que les Unités de l'Armée Vietnamienne seront formées, elles se substitueront aux Forces de l'Union Française dans les zones fixées par décision du Haut Comité sur proposition des Autorités Vietnamiennes.

SAIGON le 8 Décembre 1950

Signé : BAO DAI

Signé : L. PIGNON

Signé : TRAN VAN HUU

RB'-0573

0108

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

記第十一条第一項に基いて選出された各議員は、同会議事務委員会に各自が何れの地区に所属することを望んでいるかを報告しなければならぬ。政令の定められた手続に基き各地区において施行される選挙によつて自己の選んだ地区において当選し得なかつた職員は解職される。第十一条第二項に述べられた議員も任命された後の一カ月以内に、前記手続に従わねばならない。

第十三条 国家諮問会議は政府の提起する各問題についてその意見を発表する。会議の意見は多数決によつて採決される。政令により緊急、もしくはは不可抗力が確認された場合を除き、政府は財政負担の増加についてはすべて国家諮問会議の意見を求めなければならない。

議員の少くとも三分ノ二以上の提議ある場合には、国家の利益に関連を有する問題を議事日程に加えることができる。

第十四条 国家諮問会議は六カ月に一回、会期二週間の定例会議を開く。少なくとも議員三分ノ二の要求もしくはは政府の要求がある場合には、議長は召集によつて会期一週間を超えない臨時会議を開くことができる。二期の定例会議の間に開き得る臨時

会議は一回に限る。会議は少なくとも議員過半数が出席した場合のみ有効である。

第十五条 会議の議決、事務委員会の提議もしくはは政府の要求がある場合を除き、会議はすべて公開とする。

第十六条 国家諮問会議は内規を決定し、それぞれ七名よりなる事務委員会および常任委員会を選出する。常任委員会の意見は第十三条第三項に述べられた事項を除き、いずれの場合にも諮問会議の意見に代り得る。各期の会議の経費は政令によつて決定され、議長はその範囲内において支出額を決定する。

第十七条 国家諮問会議議員は任務遂行中に発表した意見もしくはは票決を理由として訴追或いは逮捕されることはない。諮問会議の許可がなければ現行犯の場合を除き、いずれの議員も訴追もしくは逮捕されることはない。会議の要求があれば議員の逮捕、訴追は全会期中停止される。

第十八条 本論は公報により公布され、直ちに施行される。

一九四九年七月一日

ダラットにおいて、バオダイ

元首によつて解任される。

第五条 政府職員の権限は、政令をもつて元首が決定する。同政令公布の日までは本論各条に反せざる限り、本件に関する現行規則が暫定的に適用される。政府職員の任免は議定

(Nepit-din) によつて決定される。

第六条 首相は、元首が首相を兼任していない場合は元首の指示によつて政府の行動を統轄する。首相はまた政府職員間の連絡を調和する責任を有し、各論および政令の施行を監督する責任を有する。

第七条 元首が首相を兼任している場合は、前記第四条に定められた手続に従い、一名乃至それ以上の副首相を任命することができる。副首相は首相を補佐する。元首が首相を兼任している場合は、副首相は首相の権限において元首を補佐する。副首相は各省連絡会議を召集し、これを主宰する。副首相は元首の決定により、特に各政令に署名する権限を委任され得る。元首が不在もしくはその権限を行使し得ない場合は、副首相は首相の権限において元首に代り閣議における決定権を特別に委任され得る。

第八条 各裁判所は元首が閣議および監察院の意見を聴取した後、に許可証を発した場合のみ、政府職員を訴追することができ

第九条 論および政令草案を閣議の検討に提出する場合は、その手続きを定めた政令による。同政令はまた各政令を元首の承認署名を得るために提出する手続きを定める。

第四章 国家諮問会議

第十条 現在の状況において国民与論をできるだけ広く反映させることを目的とした国家諮問会議を設立する。同会議は立憲国会設立の暁には当然廃止される。

第十一条 国家諮問会議は正議員四十五名、補欠議員十五名よりなる。補欠議員は正議員が不在もしくは会議に出席し得ない場合に正議員に代る。議員数は平和回復の拡大とともに徐々に増加することができる。

第十二条 国家諮問会議議員は元首が国民の与論或いは国家的若しくは地方的利益を代表する者又は相応な才能ある者の中より政令を以て任命される。国家諮問会議開会后六カ月の間に、前

保持し得るための条項を規定した。しかし平和再来の暁には同会議は、全国民が自由かつ充分にその意見を表明するために設立される立憲国会にその位置を譲らねばならない。

第一章 立憲国会

第一条 ヴィエトナム国民は将来の国家形態（体制）を決定することができる。そのため総選挙の実施が可能となつた際には立憲国会が召集される。

それまでの間は政治機構とその権限は、本論各条に従うものとする。

第二章 元首（国王）

第二条 元首は各協定に署名し、これを批准する。元首は外国およびフランス連合に派遣する外交使節団長および団員を選び、これに信任状を与える。外国およびフランス連合に派遣された外交使節団長或は団員は、その信任状を元首に提出する。元首は閣議を主宰し、一般の政策を決定し、各部門における行動に指示を与える。元首は軍総司令官の地位につく。

元首は恩赦権を有する。

第三条 元首の決定は諭もしくは政令の形式で施行される。

立法的性格を有しかつ通常は法律として決定される必要のある問題は、諭の制定を必要とする。諭は閣議において決定され、元首が署名し、元首が首相を兼任していない場合は首相が副署する。

諭を施行するための方式を設ける性格をもつた各決定は、元首が署名し、もし元首が首相を兼任していない場合は、首相および各所管大臣（総長）、或は行政長官（部長）の副署した政令によつて公布される。閣議において決定されるべき各政令は所管大臣（総長）或は行政長官（部長）が起案するものとする。政府の大綱的政策に関連ある政令、すなわち高級官吏、軍将官、外交使節団長の任免のごときは必ず閣議において決定されねばならない。政令は本条の各項の施行期日を規定する。

第三章 政府

第四条 首相、各大臣、各行政長官、各次官は政令により元首が任命する。前項各長官は元首に対し責任を有し、政令をもつて

イ 憲法改正は、少くとも国民議会の議員の三分の二が請求するとき、これを審理することができる。

ロ 国民議会が、憲法改正草案を起草する委員会を送出する。

ハ 憲法改正は、国民議会による承認後、全国民の最終的同意を得るために提示しなければならぬ。

前文

ヴェトナム国政治機構に関する一九四九年七月一日付論(ロ)第一号(仮訳)

国民の意志はあらゆる部門における国家行動の基礎をなすものである。しかし現在は戦争のため、この国民の意志を自由に発現することはできない。しかしながら最も重要なことは対内的、対外的に不断に国家の権利を防衛することであり、ヴェトナムを国際社会に参加させると共に、国民の希望している政治、行政、経済、社会の各部門における改革を迅速に実施することである。以上の各項を成就するためには政府を樹立することが必要であり、その政府は十分な権限を有して主権を行使するものでなければならぬ。政府は全国の与論に従って行動し、国民の意志を無視してはならない。国家諮問会議の設立と、自由総選挙の実施が可能となつた場合に実現される立憲国会の設置とは、以上の二つの目的に合致するものである。現在の状況の下において国家諮問会議は民主主義の原則が要求するものと政府の迅速かつ効果的な行政の必要とを融和せしめ得るものである。本論は国家諮問会議に自由な権限を保証し、同会議をして次第に国民の代表たるの性格を

ロ 行政委員会を送出した国民会議の決定を、上級機関の認可を得て、実施すること。
ハ 当該行政単位における行政部門を指導すること。

第六十条 行政委員会は、国の上級機関並びに行政委員会を送出する国民会議に対して責任を負う。

第六十一条 国民会議及び行政委員会の構成員は、これを罷免できる。罷免に關する細目の手續は、これを特別法で定める。

第六十二条 国民会議及び行政委員会の組織の詳細は、これを特別法で定める。

第六章 司法機関

第六十三条 ウェトナムの司法機関は、次のとおりである。

イ 最高裁判所

ロ 高等裁判所

ハ 州及び県裁判所

第六十四条 すべての裁判官は、政府がこれを任命する。

第六十五条 すべての刑事事件は、人民陪審員の参加のもとに、これを審理しなげればならない。すなわち、違反が重要であるときは、人民陪審員會議を開かなければならないし、重大な権利侵害であるときは、人民陪審員は、裁判官と共同して判決を下さなければならぬ。

第六十六条 少数民族は、裁判においてその母語を使用することができる。

第六十七条 法廷は、非常の事態に画面しなげ限り、公開しなげればならない。すべて刑事被告人は、裁判で自らを弁護し、又は弁護人を利用することを認められる。

第六十八条 刑事被告人及び逮捕者に対する拷問、殴打及びその他の虐待は、これを禁ずる。

第六十九条 裁判の審理に當つては、裁判官は、法律に依つてその義務を履行しなげればならない。國のいかなる機関も、裁判機関の職務に干渉することを認めらぬ。

第七章 憲法の改正

第七十条 憲法の一部又は全部を改正する手續は、次の条件に從わなければならぬ。



できる。

国民議会が内閣に不信任を表明した後、二十四時間以内にグエトナム共和国大統領は議会にその決定の再検討を提案できる。

第二回の協議は、初りの協議の後、四十八時間以内に、行われなければならない。第二回目の不信任投票のとき、内閣は、直ちにその辞職を宣言しなければならない。

第五十五条　丁ペマの大臣は、国民議会又は常任委員会から提出された意向に、口頭又は文書の形式で答弁する義務を負う。答弁は、質問の受領後、遅くとも十日以内にしなければならない。

第五十六条　議会が解散されたときは、内閣は、その任期の満了してゐると満了前であるとはかわららず、新議会の召集されるまで引き続きその職権を行ふ。

第五章 国民議会及び行政委員会

第五十七条　グエトナムは、三つの行政単位（ボオ）、すなわち北部・中部・南部の行政単位から成立する。この単位（ボオ）は、それぞれ州及び市に区分する。州及び市は、県及び区に区分し、県及び区は、村及び小区に区分する。

第五十八条　それぞれ州、首都、村及び小区に、直接普通投票で選出する国民議会を設置する。これらの行政単位は、その固有の行政委員会を選出する。

「ボオ」、区又は県においては、行政委員会のみを設ける。「ボオ」の行政委員会は、ボオに属する州及び市の国民議会が、これを選出する。区及び県の行政委員会は、村及び小区の国民議会が、これを選出する。

第五十九条　国民議会は、その行政単位が特に関係する問題を決定する。この決定は、閣の上級機関が発する命令に抵触することは許されない。

行政委員会は、次の職権を行使する義務を負う。
イ 国の上級機関が発する命令を実施すること。

ロ 国の予備の兵力を指揮し、陸、海、空軍の司令官を任免すること。
ハ 総理大臣、内閣の閣員及び国の高級公務員の任命に關する決定に署名すること。
ニ 政行會議の議長となること。
ホ 議會の決定した予備の法律を公布すること。
ヘ 勅章及び名譽章号を授与すること。
ト 特赦を命令すること。
チ 外國との協定に署名すること。
リ 外國におけるウエトナムの代表を任命し、外國の代表を接受すること。
ヌ 第三十八條の規定により戦争を宣告し、講和を締結すること。
第五十條 ウエトナム共和国大統領は、人民の反逆者でない限り、法律の制約を受けない。
第五十一條 大統領、副大統領或いは内閣の閣員に對し、及逆に關する公訴がなされたとき、國民議會は、事件を審理する爲め特別裁判所を設置する。
内閣の閣員は、通常の權利侵奪に關し、政府會議の予りの同意があるは、内閣の構成員を逮捕し、或いは起訴することができない。

第五十二條 政府は、次の職權を行使する。
イ 國民議會が可決した法律及び命令を實施すること。
ロ 國民議會に法律案を提出すること。
ハ 議會の閉會中に、常任委員會に重要な法律を提出すること。
ニ 必要あるときは、予備の下級行政機關の命令及び処分を無効にすること。
ホ 行政機關及び他の機關の公務員を任免すること。
ヘ 動員令を實施し、國の安全を保護するに必要なる措置をとること。
ト 年間財政を立案し、提出すること。
第五十三條 政府の予備の命令は、ウエトナム共和国大統領の署名と一各又は若干名の大臣の副署を記入しなければならない。此のうちの大臣は、國民議會に對し、責任をもつ。
第五十四條 予備大臣は、議會が不信任投票を受けたときは、辭職し、再行はならない。
内閣は、各大臣の行爲に對し、連帶して責任を負わない。
總理大臣は、内閣の行爲に對して責任を負う。内閣に對する不信任動議については、總理大臣、常任委員會又は國民議會の全議員の四分の一以上が提案した場合のみ、協議

第四章 政府

第四十三條 国の最高執行機関は、ウエトナム民主共和国の政府である。

第四十四條 政府は、ウエトナム民主共和国大統領、副大統領及び内閣から成立する。内閣は、総理大臣、その他大臣とその代理、及び必要あるときは、総理大臣代理から成立する。

第四十五條 ウエトナム民主共和国の大統領は、国民議会が構成員の中から、少なくとも国民議会の全議員の三分の二以上の投票を以つてこれを選出する。

最初選挙候補者が必要投票数を得られなるときには、第二回の選挙が行われ、その結果は、過半数によつて決定される。ウエトナム大統領は、五年の任期で選出され、かつ、次に再送されることかである。大統領の任期の満了の一ヶ月前に、常任委員会は、新大統領選挙のため議会を召集する。

第四十六條 ウエトナム副大統領は、国民議会から大統領を選出するのと同じ手続で、これを選出する。副大統領の任期は、国民議会の任期と同じである。

副大統領は、その職務において、大統領を補佐する。大統領の死亡或いは退職した場合には、副大統領が臨時に大統領の職務を行う。新大統領は、直近の二ヶ月以内に、これを選出しなければならない。

第四十七條 ウエトナム大統領は、国民議会の議員の中から、総理大臣を任命する。議会は、この任命に同意しなればならない。

新総理大臣は、前項の同意を得た場合には、議会の議員の中から、すべての大臣を任命し、かつ、議会に同意を求め、大臣名簿を提出する。

また、大臣の代理には、国民議会の議員が、若し選出することができ、その任命は、総理大臣の提案に基づき政府の会議で確認される。

国民議会の常任委員会が構成員は、内閣の閣員に在る権利をもたない。

第四十八條 大臣が内閣から欠けたときは、総理大臣は、常任委員会との申合によつて、国民議会によつて任命が確認されるまで、運搬なく臨時の大臣を任命する。

第四十九條 ウエトナム民主共和国大統領は、次の職務を行う。

イ 国を代表すること。

戦時中のときは危急の時期に、国民議会の任期が満了するときには、常任委員会にその任期を定めずに延長することを認める。ただし、議会は、遅くともその時期の終了後六カ月以内に、新たに選挙されるべきでない。

第三十六条 議会の閉会中に常任委員会は、次の権限が与えられる。

イ 法律及び命令を通達させること及び政府の提出する各種の草案に助言をすること。
常任委員会によるすべての議決は、国民議会の同意を求めるとき、直近の会期に国民議会にこれを提出しなければならない。国民議会はこれを拒否し、又は修正することができる。

ロ 国民議会を召集すること。

ハ 政府の活動を監察し、かつ、これを批判すること。

第三十七条 常任委員会の議決は、それが単純多数決で定まるるときは、効力を生ずる。

第三十八条 国民議会を召集できない場合には、常任委員会と政府は、戦争及講和の決定と共同して行うことができる。

第三十九条 国民議会の閉会されるごとに報告される常任委員会の活動に関する報告書が

提出された後にあつては、常任委員会の信任問題は、議会の議員の少なくとも四分の一の請求があれば、発議されることである。不信任決議がなされた場合には、常任委員の全会員は辞職しなければならない。ただし、その構成員は、再選されることである。

第四十条 政府は、議会の同意なく、又は、閉会中においては、常任委員会の同意なく、

国民議会の議員を逮捕し、若しくは裁判所において非難させる権限をもたない。

国民議会の議員は、会議中の発言或いは公表された意見のために、追放されることはない。

国民議会の議員が明白に法律に反する行為を行ったときには、政府は、これを逮捕させることができるが、これに關し常任委員会に二十四時間以内に報告しなければならない。常任委員会又は議会は、逮捕の適法性について決定する。国民議会の構成員は、選挙権を剥奪された場合には、同時に議員としてのすべての権利及び特権を失ふ。

第四十一条 少なくとも選挙区の人々の四分の一以上がその代議員の罷免を請求する場合には、議会は、この請求を検討する義務を負ふ。少なくともその議会の全議員の三分の二がこの請求に同意すれば、代議員は、議会から退職しなければならない。

第四十二条 議会の議員の歳費は、法律でこれを定める。



第二十八條 國民議會は、年二回（五月及び十一月）、常任委員会の決定に従つて召集する。

必要あるときは、常任委員会は、議会の特別集會を召集することができる。

常任委員会は、議会の議員の三分の一の請求に基づき、また、例外の場合には、政府の請求に基き、議會を召集する義務を負う。

第二十九條 議會は、その會議に少なくとも議会の議員の半数が出席するときは、可決することができる。

宣讀布告の可決は、投票の三分の二の多数で之をしなければならぬ。

第三十條 國民議會の會議は、公開する。新聞界は、討論及び決定された決議に関する報告を公開することができる。

例外の場合には、議會は、非公開の會議を開催することができる。

第三十一條 ヲエトナム民主共和國大統領は、國民議會が可決する法律及び措置を、その受理後十日以内に公布しなければならぬ。この期間に、ヲエトナム大統領は議會に対して、その可決をさらに検討するよう求めることができる。大統領は、國民議會が再検

七

討した可決を公布する義務を負う。

第三十二條 國家全体に重要な意義をもつ一切の問題は、少なくとも國民議會の議員の三分の二が賛成すれば、最終決定のため國民の意見を問ひなければならぬ。

この最終決定となす手続は、法律で之を定める。

第三十三條 國民議會は、少なくともその議員の三分の二が賛成する場合には、解散を宣言することができる。議會の解散は、國民議會の名において常任委員会が之を宣言する。

第三十四條 國民議會が解散したときは、その任期が満了するものと看做す。新議會の選挙まで常任委員会にその機能を移す。

第三十五條 議會が正規の任期を満了する二カ月前に、常任委員会は新選挙の日を定める。

選挙は、國民議會の任期満了前二カ月以内に行われなければならない。

國民議會が自らの意思で解散するときには、常任委員会は、遅滞なく新選挙の日を定める。この選挙は、解散後二カ月以内に行われなければならない。

常任委員会は、新議會を遅くとも選挙後一カ月以内に召集しなければならない。

八

る権利を保障される。

(ハ) 選挙、罷免権及び拒否権

第十七条 すべての国民代表機関の選挙は、自由な、直接の、かつ、秘密の投票に基づく普通選挙法による。

第十八条 十八歳に達したヴェトナムのすべての市民は、精神病患者及び市民権を剥奪された者を除いて、男女の区別なく選挙権を有する。二十一歳に達し、ヴェトナム語を讀み、かつ、書くことのできるヴェトナムのすべての市民は、被選挙権を有する。軍隊に所属する者も、すべての他の市民と同等に、選挙権及び被選挙権を有する。

第十九条 投票の方法並びに手続は、法律でこれを定める。

第二十条 すべての市民は、第四十一条及び第六十一条の規定により、その選出した代表者と罷免する権利を有する。

第二十一条 すべての市民は、第三十二条及び第七十条の規定により、国にとって決定的に重要な憲法論争及び憲法問題の決定に協力する権利を有する。

五

第三章 国民議会

第二十二条 国民議会は、ヴェトナム民主共和国の機関であり、最高の国権をもつ。

第二十三条 国民議会は、全国民が利害をこつ一切の問題と決定し、法律を制定し、国家財政を可決し、外国と締結した条約を批准する。

第二十四条 議会の選挙は、三年毎に一回行われなければならない。住民五万人につき議員一名を選出する。大都市及び地方ならぬの代議員の数は、少数民族の居住地区からの議員の数は、法律でこれを定める。

第二十五条 国民議会の議員は、その選挙人を代表するばかりでなく、全国民を代表する。

第二十六条 国民議会は、必要と認めるときは、選挙の正当性を審査し、議員の辞職と委任に基いて改選する。

第二十七条 国民議会は、その議員の中から、議長一名、副議長二名、常任委員十二名及び常任委員候補三名よりなる常任委員会 (Presidium) を選出する。常任委員会の議長及び副議長は、国民議会の議長及び副議長をもつてあつてゐる。

六

第二章 市民の権利と義務

(イ) 義務

第四條 すべての市民の義務は、祖国を防衛すること、憲法を厳守すること、法律に服従することである。

第五條 ヴェトナムのすべての市民は、兵役の義務を負うものとする。

(ロ) 権利

第六條 ヴェトナムのすべての市民は、経済的、政治的及び文化的関係において平等の権利を享有する。

第七條 ヴェトナムのすべての市民は、法律の前に平等であり、その能力に従い行政及び国の建設に参与する平等の機会をもつ。

第八條 国の少数民族は、完全に平等であるとともに、できるだけ速かに一般生活水準に達するように、全国民の全面的援助を受ける。

第九條 婦人は、憲法に従い、すべての関係において男子と同じく、完全かつ平等の権利

を享有する。

第十條 ヴェトナムの市民は、言論の自由、出版の自由、集会の自由、宗教の自由、国内における住居の自由と移転の自由及び外国に旅行する権利をもつ。

第十一條 法律に規定のある場合を除いては、何人も、ヴェトナムの市民を逮捕し、又は拘留し、留する権能をもたず、また、何人も、住居の不可侵を侵害する権利及び信書の秘密と侵害する権利をもたない。

第十二條 ヴェトナムの市民は、所有権と占有権を保障される。

第十三條 精神的及び肉体的労働者の権利と利益は、これを保障する。

第十四條 老年の、並びに就業できないヴェトナムの市民は、国の費用で救済される。国は

児童の教育に努める。

第十五條 小学校教育は、これを義務とし、かつ、無償とする。国の少数民族は、地方の小学校の授業が民族語で行われることについての権利を有する。国は、貧しい生徒を援助する。私立学校の活動は、政府が定めた教育方針に従うという条件で、許可される。

ヴェトナム民主共和国憲法

前文

輝やかなしり栄誉をもつわがわがの革命において、わが祖国は、その国民のための独立と自由と達成し、民主主義共和国となった。
八十年の斗争の後にヴェトナム国民は、植民地の圧制と解凍させ、同時に国内の封建制度と除去した。

国民は、その歴史の新时代に入る。
今後、わが領土の不可侵の保持、完全な独立の達成及び民主主義の原則に基づく国の改造が、わがわがの責任である。

国民からヴェトナム民主共和国の最初の憲法の起草と承認された国民議会は、憲法にわがわがの革命の輝やかなしり偉業としつかりとどめおくらためには、次の原則が基礎とされなければならぬことを確信している。

人種、部族、信教、職業、財産、及び性の区別なく全国民を統合すること

自由と民主主義的に保障すること

真正な国民政府と設立すること

全国民の戦のなかにあって形づくられ、またな況を、目覚めた民主主義体制に表現され、また統合の精神を確信して、ヴェトナムは、今や心からなる信頼として世界の進歩的運動及び人類の平和への努力と歩調を合せて前進する。

第一章 総則

第一条 ヴェトナムは、民主共和国である。国の一切の権力は、人種、階級、信教及び財産の区別なく、ヴェトナムの国民に属する。

第二条 ヴェトナムの領土は、バクボナ、ハノイ、北部ヴェトナム、トルンボナ、ハノイ、中央ヴェトナム及びナムボ、即ち南部ヴェトナムからなるが、統一体で分割することはできない。

第三条 ヴェトナムの国旗は、中央に一個の五角の金星を配した赤地とする。
ヴェトナムの国歌は、行進曲「クワン・カ」である。
ヴェトナムの首都は、ハノイ市である。

この「ヴェトナム民主共和国憲法」の訳出は
*Die Verfassungen der Asiatischen Länder der
 Volkdemokratie, 1955*
 に掲載の独訳文によった。

目 次

前 文	一
第一章 総 則	二
第二章 市民の権利と義務	三
第三章 国民議会	六
第四章 政 府	一
第五章 国民会議及び行政委員会	一六
第六章 司法機関	一七
第七章 憲法の改正	一八

RB'-0573

0122

和訳 各国憲法集(続)(八)

ヴェトナム民主共和国憲法

衆議院法制局
参議院法制局
国立国会図書館調査立法審査局
内閣法制局

はしがき

よきに三十四箇国の憲法の全訳を刊行したが、今回さらには二十六箇国を選び、その現行憲法の全訳を続刊することとした。

この憲法集の刊行に当り、その趣旨に賛成され協力を惜しまれなかつた各位に深い感謝の意を表す次第である。

昭和三十二年十一月

衆議院法制局
参議院法制局
国立国会図書館調査立法審査局
内閣法制局

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RB'-0573

0123

南北ウイトナム憲法中のウイトナム統一
に関する規定抜萃

(I) ウイトナム共和国憲法 (1956.10.26制定)

○前文: 憲法がカ・モ一(注:南越岬)から

ナム・カン(注:北越中国国境)にわたる

全国民の願望.....

をみなとていければならぬことを認識し

第1章 基本協定

第1条; ウイトナムは、独立の、単一の、かつ

不可分の共和国である。

(II) ウイトナム民主共和国憲法 (1946.11公布)

外務省

第1章 総則

第1条; ウイトナムは、民主共和国である。

第2条; ウイトナムの領土は、ドンボ、ホアビエ、

北部ウイトナム、トルンボ、ホアビエ、中央ウイトナム

及びナムボ、ホアビエ、南部ウイトナムからなる。

統一体で分割することはできない。

第5章 国民会議及び行政委員会

第5条; ウイトナムは、3つの行政単位(ホア)

すなわち北部、中部、南部の行政単位から

成り立つ。この単位(ホア)は、それぞれ

州及び市に区分する。州及び市は、県及び

区に区分し、県及び区は、村及び小区に区分する。

外務省

RB'-0573

0124

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan